

# 東日本大震災津波からの復興

岩手からの提言



2011.3.11



東日本大震災津波からの復興

岩手からの提言

2011.3.11

## 東日本大震災津波からの復興 —岩手からの提言—

それぞれに違う現場の教訓を丁寧に集め、国内外の防災力向上のために伝えていきます。

このメッセージは、令和元(2019)年11月22日、岩手県庁知事室における達増知事インタビューを基に編集したものです。



岩手県知事 **達増拓也**

### 1-1

**まず、発災直後に知事がお考えになったのは、どのようなことでしょうか。**

今まで経験したことがないような強い地震で時間もかなり長かったので、「これはついに来るべきものが来たな」と思いました。宮城県沖を震源とする地震がいつ起きてもおかしくないという状況でしたので、ついにそれが来た、これは全力で立ち向かうしかないと思いました。

幸い県庁舎は使える状態で、自家発電もすぐに機能して、大津波警報に関する映像なども見るできるようになり、発災から約1時間後に第1回災害対策本部会議を開きました。

阪神・淡路大震災が起きた当時、私は外務省で働いていたのですが、災害の初期情報について強く感じたことがありました。初期の報道では「死者6名」と報告されていたんです。実際には、とても6名どころではなかったのですが、その時に災害が大きければ大きいほど、初動の段階で入ってくる情報というのは非常に限定されたものでしかないのだということを痛感していました。

災害対策本部では、今この地震によって被害を受けたであろう家屋や施設、津波が押し寄せた場合、それ以降の様々な被害が生じていく、それらの情報は待っていたのではなかなか来ないので、先手先手をとって情報を入手するようにしていこう、取りこぼしがないようにしよう、と話し合いました。そして見えないところで、まだ情報が集まらないところで大きな被害が起きているんだということを自覚しながら、人命救助を最優先にして対応していこう、ということを確認しました。

### 1-2

**災害対応を進めて行く上で、どのようなことを重視されましたか。**

「答えは現場にあり」ということを強く意識しました。発災翌日の12日には私自身がヘリコプターで被災地の状況確認を行いました。陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市まで回りました。高台の学校に避難した被災者の方たちの様子も確認できましたので、本部に戻り、救助や救援物資対応の必要性について報告し、沿岸地域の学校や役場機能が危機的状況であると伝えました。

明るい間にできるだけヘリコプターによる救助活動を展開すること、自衛隊にはできるだけ現場の近くまで進んでいただくこと、それをまず優先させました。一方、各市町村の避難所にどのくらいの人たちが避難しているか、また食べるものや毛布などが足りているかというような情報については全然入ってきませんでした。

そこについては、災害対策のラインに組み込まれていな

い当面待機という職員の中からチームを編成し、各市町村まで実際に調査に行き情報をとってくる、ということを行いました。沿岸には現地対策本部を設け、前例に捉われない、マニュアルにはない対応を実践しました。

あれだけの規模の災害ですから、自分の権限のもとにある人や組織が何をすべきかという狭い範囲の発想ではなくて、日本全体が災害対策に関わっていくような、そういう視点を持たないといけないということで、開かれた形の復興や支援ということを考えていました。支援は極力受け入れようと、指示を出しました。外国からの支援もどんどんいただくことにしました。また、新しいタイプのボランティアや様々な団体など、あるいは企業でも力になるような主体であれば、積極的に受け入れて支援をしてもらおうということで「開かれた復興」という方針を掲げました。

## 2-1

**これまで8年間にわたる復興の取組の中で、基本的な方針や考え方について、伺いたいと思います。**

まずは、県だけではなく現場の市町村と県と国が一つになって、更にそこに団体や企業や様々な主体にも参加してもらいながら事態に対処していく、ということを考えました。つまりオール岩手の体制です。そして、そこに共通の理念を掲げるべきだと考えて「犠牲になった方々のふるさとへの想いを継承する」ということと、難を逃れた方々の、それはイコール被災者一人ひとりの、ということですが「被災者一人ひとりの幸福追求権を保障する」ということを打ち出しました。

とすれば、壊れた物を直しさえすればいい、あるいは安全の確保は大規模な避難者収容施設など巨大施設を造って、そこにみんな入ってもらえばいい、などという議論になりがちですが、そうじゃないわけです。できるだけ生まれ育ったふるさとに近い所で、安全を確保しながらも片付けもやりたいし、行方不明者捜索などもやらなくてはなりません。基本は被災者一人ひとりが先に進んでいくことが最優先なのですが、やはりそこで犠牲になった方々のふるさとへの想いを

継承するということで、生きている人だけじゃなくて亡くなった人たちのことも考えること、そうするとふるさとというものの価値が自覚できるんじゃないかという想いがありました。

## 2-2

**復興計画の策定手続きについて、留意されたことはありますか。**

復興計画の取りまとめにあたっては、きちっと調べて科学的・技術的な必然性に基づいて、その上に社会的・経済的必要性を踏まえた計画にすることを考えました。

関東大震災の直後に、単なる復旧ではなく将来を見据えた復興を唱え壮大な東京復興の都市計画を策定した後藤新平の考え方や動き方が、非常に参考になりました。さらに戦後2代目の阿部千一知事の時代にチリ地震津波があって、そこから復興させていくときも、同じような発想で岩手大学学長を座長とする復興委員会をつくって計画を策定したという前例もあり、それらを参考にしました。

## 2-3

**復興計画の内容について、重視されたのはどのようなことでしょうか。**

阪神・淡路大震災の復興計画は、現状に戻すという現状復旧の考え方がまだ大勢を占めていました。国際的な港湾はどんどん大型化が進んでいたのに、神戸港は小さいままで復旧させたので、その後伸び悩んだという話も聞いていました。10年をかけて、10年前の姿に戻すのではなくて、未来に追いつく復興じゃなければだめだと思っていたわけです。そこが復興計画の一番のポリシーで、私たちは「未来に追いつく復興」というスローガンを決めました。

平成26(2014)年度に仙台市で国連防災世界会議が開催され、行動目標として「ビルド・バック・ベター」という言葉が採択されました。日本語で「創造的復興」「より良い復興」と訳していますが、まさにそのとおりだと思いました。



## 2-3

国内や海外から様々な支援をいただいたと思いますが、それらに対する知事のお気持ちをお話いただければと思います。

驚くような、今まで想像もつかなかったようなかたちで広く世界から支援をいただいて、江戸時代終わりの黒船来航で日本が開国したという、あの黒船来航のような効果が岩手にとってあったなと思います。

もちろん支援や救援をいただいて感謝してもしきれないほどの気持ちで一杯ですが、そうした支援活動を通して、一気に国際化が進んだというイメージでした。アメリカ・イギリス・中国の緊急援助隊が入ってくれたり、さまざまな専門家や研究者が入ってきたり、料理をつくる人が入ってきたり、アスリートや芸能人のような方々も入ってきたり、本当に国内外から今まであるいはこういうことがなければ来なかったであろう人たちがどんどん来てくださったので、そこは素朴にうれしい驚きでした。そのつながりを生かしていかなければならないなと思っています。

今年(令和元年)、「三陸防災復興プロジェクト2019」と銘打って、防災や復興に関わるイベントなどの事業を岩手県と首都圏会場で集中して行ったのですが、その時、過去に来てくださった方や関係してくださった方を招いてイベントに参加していただくということも企画しました。そういう、つながりが深まっていくことを大事にしていきたいと思っています。

## 3-1

「いわて県民計画(2019～2028)」では、国内のみならず世界の防災力向上に貢献していくため、「未来のための伝承・発信」が新たに復興の柱として掲げられています。その重要性についてお話しください。

いざ災害が起きたらとにかく逃げる、と改めて言われています。これは裏を返すと、事前においては避難できるようにしておくということです。いざというとき避難できないような場所に束縛されてしまうようなふだんの働き方や、まちづくりはしてはならない、ということです。いざという時に逃げられるようなまちのつくり方、そしてふだんの働き方をして、あとは訓練をして実際に逃げられるということを確認しておくことが基本です。釜石東中学校と鶴住居小学校の生徒児童約570名が、手に手をとって「より高い所、より高い所」

と、ふだんの訓練の時に到達していた所以上に高い所まで避難して津波から生き延びることができた、という事例はそのまま大きな教訓となりました。

東日本大震災津波では多くの貴重な教訓がありました。こうした事実を踏まえた教訓を伝承し、その教訓を防災文化の中で培っていこうというのが「未来のための伝承・発信」という柱の狙いです。ポイントとしては、その伝承する範囲が国内だけでなく、むしろ世界に発信するようなものでないといけない、ということを考えました。岩手は日本を代表する津波県として、津波災害について海外にもきちんと発信できるようにしなければだめだと思います。

東日本大震災津波は宮城県が一番犠牲者数が多いのですが、明治以降に起きた大きな津波の犠牲者数は岩手県が群を抜いて多いんです。明治29(1896)年の明治三陸地震津波では約18,000人の犠牲者があり、昭和8(1933)年の昭和三陸地震津波、昭和35(1960)年のチリ地震津波、そして東日本大震災津波と、日本が近代化して以降、岩手県は最大の津波被害県となっています。それをきちんと自分たちの歴史として吸収し、対外的に発信できるようにしていく使命があると思います。

海外には、環太平洋のどこで大地震が起きても何らかの津波がやってくるハワイには太平洋津波博物館が、スマトラ島沖地震の津波で大勢の犠牲者を出したインドネシアにはアチェ津波博物館があります。岩手県では、陸前高田市に東日本大震災津波伝承館(愛称:「いわてTSUNAMI(つなみ)メモリアル」)をつくりました。事実や教訓を歴史として整理し発信できるようにして、世界の津波に関わる人たちとも情報を共有できるようにしています。

## 3-2

今回の「東日本大震災津波からの復興—岩手からの提言—」の発行の目的や意義について、知事の想いをお聞かせください。

いわゆる風化ということが言われるのですが、岩手県職員また関係する市町村の職員も人が入れ替わって8年9年経ち10年経とうとしている中、当時のことを直接経験していない職員が増えてきているというところがあります。

また近年、熊本地震(平成28[2016]年)や西日本豪雨(平成30[2018]年)、北海道胆振東部地震(平成30年)など、災害が起きないと思われていたような所で大きな自然

災害が起きています。今年のかつてない大規模な台風被害が発生しています。そういうところで東日本大震災津波の教訓が活かされているかという、必ずしもそうではないと見受けられるところもありました。特に初動対応についてです。

改めて東日本大震災津波の経験・教訓をまとめる必要があるなと思ったのはそのことからです。まずは職員など県内に対してまとめておいた方がいいなということと、同時に対外的にも活用してもらえればいいなということです。

「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」ということわざがあります。経験とは自分の経験であり、歴史とは他人の経験ということです。経験に学ぶことがいけないということではなく、東日本大震災津波の経験は大変大事なのですが、地域の様々な人が経験したことを幅広く検証し、それを歴史と言えるぐらいのまとまりのあるものに整理しておくことが必要だと思うんです。

阪神・淡路大震災の時、例えば初期報道があまりにも実際とかけ離れていたことについて、なぜそうなったのかという経験の背後にあるいろいろな事情への理解も深めながら、教訓というかたちにまでなれば、恐らく歴史として活用できるようになっていくと思います。先ほど話した後藤新平の復興計画もそうですし、阿部千一知事の復興への尽力もそうですし、やはり歴史は学んでおくと非常に役に立ちます。

元長岡市長の森民夫さんが中越地震のことを書かれた「中越大震災」という本があるんですが、これも歴史としてまとめられていて、東日本大震災津波が起きる前にも読んでいました。「支援物資は気をつけないと市町村の空きスペースをたちまち占領して身動きとれなくさせてしまう」という指摘がされていて、これは非常に参考になりました。

東日本大震災津波の時は最初から気をつけて、まず県で受けることにして、市町村に直接行かないようにしました。岩手産業文化センター（アピオ）という県で持っている一番広大な施設を押さえて、倉庫業もやっていて物資の出し入れに強い岩手県トラック協会という民間団体をお願いして、出し入れしやすいような配置、積み込みを行いました。おかげで、支援物資については、岩手県はうまく取り扱ったと言えるのではないかと思います。

更に申し上げますと、私は衆議院議員時代に長く災害対



策特別委員会に所属し、理事もしていましたが、当時発生した大規模災害の視察に何度も出向きました。平成11（1999）年、長崎県で台風による未曾有の高潮災害がありました。それから栃木県的那珂川は過去にも氾濫しています。平成10（1998）年に、台風による豪雨で大氾濫し、栃木の牛が茨城の海まで流されたという災害がありました。そういう日本の災害をあちこち視察したことがあるというも、東日本大震災津波の時に非常に役に立ちました。

過去の災害時、国土交通省の人たちが国道を直す時には、本気で全力で直すということを感じてわかっていたので、東日本大震災津波直後も、東北地方整備局と連携しながら、被害を受けた沿岸の国道45号を強力に切り開いていくという作業に当たりました。

自衛隊の有り難みも、過去の災害のいろいろなケースで知っていたので、青森市の青森駐屯地に置かれていた陸上自衛隊第9師団の司令部を、この県庁の12階（現在、復興局がある場所）に移してもらって活動してもらいました。ですから3月11日直後から7月26日の災害派遣活動終了の日まで、陸上自衛隊の第9師団司令部は岩手県庁内に置かれていたんです。師団長をはじめトップの人に県の災害対策本部会議に参加していただけたので、自衛隊との連携が非常にスムーズにいききました。

こうしたことは、実際に経験したこととともに、様々なケースへの対応について勉強しておく、歴史に学んだところから、いざという時の現場対応に結びつけることができた、ということだと思います。

危機管理に関する歴史は、学べば学んだだけ役に立つと思いますので、これからもどんどん学んでほしいです。岩手県職員や県内の市町村職員であれば、馴染みの地名や馴染みの組織名が出てきて、その動きなども理解しやすいでしょうから、是非自分のこととして吸収してほしい。例えば水産業の専門じゃない人でも水産業に関するところをきちんと読んでおく、およそ関係ない話はないと思って、広く学んでほしいと思います。

## 本書について

### （復興の取組と教訓を踏まえた提言集「東日本大震災津波からの復興—岩手からの提言—」）

#### ■ 作成の目的

岩手県では、これまで東日本大震災津波からの復興に向け、国内外からの多くの支援を力に、県民一丸となり、かつてない規模と体制で復旧・復興に取り組んできました。震災から9年が経過する中で、東日本大震災津波の経験や教訓を県の組織内で確実に継承し、将来の災害の発生に備えるとともに、その内容を発信することで日本全体の防災力向上に資するため、これまでの復興の取組と教訓を踏まえた提言を「東日本大震災津波からの復興—岩手からの提言—」として取りまとめました。

#### ■ 提言の主な対象

これからの防災や災害対策に携わる県職員などの行政担当者が、将来の災害の発生に備えた取組を進め、また災害の発生時に災害対応や復旧・復興の取組の実施に当たり的確に行動できる手引書ともなるよう、県が取り組んできた各分野の取組や教訓を中心に取りまとめました。また、復旧・復興において重要となる、国が所管する制度や財源などの仕組みについても、経験を踏まえ提言を行っています。岩手県以外の自治体等においても、将来の災害対応等の参考となれば幸いです。

#### ■ 全体の構成

岩手県は、平成27(2015)年3月に仙台市で開催された国連主催の「第3回国連防災世界会議」において、防災や復興の取組事例とそれらを踏まえた提言を取りまとめ、「防災・復興に関する岩手県からの提言」として国内外に発信しており、本書でも、これらの取組事例や提言を盛り込んでいます。

- 「第1章 被害の概況と復興の取組状況」では、地震及び津波の規模、本県の被害の概況や、これまでの県の復興の取組状況を取りまとめています。
- 「第2章 県の取組」では、第1節から第5節で、県が実施してきた個々の取組ごとに、取組の内容やそこから得られた教訓・提言を取りまとめています。
  - 「第1節 初動対応、応急対策」「第2節 復旧・復興の取組」では、時系列を基本として、発災直後の災害対応の取組と、その後の復旧・復興の取組を整理しています。

- 「第3節 放射線影響対策」では、東京電力原子力発電所事故の発生以来、県が取り組んできた放射線影響対策の取組を整理しています。

- 「第4節 既存の枠組みに捉われない取組」では、県が東日本大震災津波からの復旧・復興を進める中で、被災地域の実情に応じ、様々な課題に的確に対応するため国にも提言しながら進めてきた独自の取組を整理しています。

- 「第5節 復興を支える仕組み」では、復興計画やその推進体制、財源、マンパワーなど、各分野の取組を推進する上で必要な項目を整理しています。

また、「第6節 有識者からのメッセージ」では、各分野の有識者の方々から、県の取組も踏まえながら寄稿していただいた教訓・提言などのメッセージを掲載しています。

- 「第3章 沿岸市町村及び関係団体・企業等の取組」では、沿岸市町村はもとより、県がこれまでオール岩手の体制で連携しながら復興に取り組んできた関係団体・企業等から、それぞれの復興の取組や提言を寄稿していただき、掲載しています。
- 「第4章 資料編」では、「いわて復興インデックス」の客観指標や、これまでの県内の復興の歩みを整理しています。

#### ■ 岩手県東日本大震災津波復興委員会等での検討

本書は、県内の産学官の代表等で構成する「岩手県東日本大震災津波復興委員会」及び同委員会内に設置された各分野の専門家を委員とする「総合企画専門委員会」及び「女性参画推進専門委員会」における意見も踏まえながら作成しました。

#### ■ 作成時点

本書は、令和元(2019)年度に編集作業を進め、令和2(2020)年3月に発行しました。



# 目次

## I N D E X

---

はじめに 知事メッセージ～教訓を生かすために～	
岩手県知事 達増拓也	002
本書について	006

---

### 第1章 被害の概況と復興の取組状況

011

● 第1節 被害の概況	012
● 第2節 復興の取組状況	018
1 主な取組	018
2 社会資本の復旧・復興事業の実績	024
3 客観指標・県民意識から見た復興の状況	026

---

### 第2章 県の取組

031

● 第1節 初動対応、応急対策	032
1 災害対策本部の動き	032
2 DMATの救助対応	036
3 災害対応に必要な電源／燃料の確保	
(1) 非常用電源	040
(2) 石油	042
4 消防、自衛隊、警察等の受入、調整	
(1) 消防、自衛隊等	044
(2) 警察	046
5 被災地への後方支援活動	048
6 支援物資の供給	052
7 犠牲者への対応	
(1) 身元不明遺体の特定、遺族への遺体の引渡し	054
(2) 遺体の埋火葬	056
8 被災市町村の行政機能の回復支援	058
9 公共施設の応急復旧	
(1) 道路、航路の啓開	060
(2) 道路、海岸、港湾の応急工事	062
(3) 漁港の応急工事	064
(4) 水道施設の復旧支援	066
(5) 下水道の応急工事支援	068

10	災害廃棄物の処理	070	27	農林業の復旧・復興の取組	154
11	医療支援体制の構築	074	28	農地復旧・ほ場整備	156
12	避難所運営の支援	078	29	中小企業の復旧支援	158
13	避難所等での健康・食生活支援	082	30	産業の集積を図るための特区制度の活用	160
14	医療・社会福祉施設の支援	084	31	観光業の復旧・復興の取組	162
15	こころのケアチームの派遣	086	32	砂浜再生	164
16	児童の養育支援活動	088	33	震災津波関連資料の収集・活用	166
17	義援金の交付、災害弔慰金の支給	090			
18	学校再開に向けた取組	092	● 第3節 放射線影響対策	168	
19	応急仮設住宅の建設、入居者受入	096	1	原発事故に対応する体制整備	168
20	被災建築物応急危険度判定活動	098	2	放射線量等の測定	170
21	花巻空港の対応	100	3	放射線量等の低減	172
● 第2節 復旧・復興の取組	102		4	県産食材等の安全確保	176
1	防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備	102	5	健康影響、学校の対策	178
2	まちづくり(面整備)	104	6	風評被害対策	180
3	社会資本の復旧・整備の迅速化のための取組	106	7	情報発信、普及啓発	182
4	再生可能エネルギーの防災拠点等への導入	108	8	東京電力に対する損害賠償請求	184
5	災害に強い道路ネットワークの構築	110	● 第4節 既存の枠組みに捉われない取組	186	
6	被災者の移動手段の確保	112	1	被災者の内陸宿泊施設への短期移動	186
7	港湾施設の復旧	114	2	復興道路の重点整備	188
8	相談支援体制	116	3	三陸鉄道の復旧支援	190
9	被災者の住宅再建の支援	118	4	用地取得迅速化のための制度創設に向けた取組	192
10	災害公営住宅の整備	120	5	被災住宅等の再建や補修に係る費用の一部助成	194
11	被災した離職者の雇用確保	122	6	国民健康保険等における一部負担金の免除	196
12	医療・社会福祉施設の復旧	124	7	福祉灯油の助成	198
13	被災者の健康の維持・増進	126	8	「いわての学び希望基金」の創設	200
14	こころのケアセンターの設置	128	9	漁船等の共同利用システムの構築	202
15	こどもケアセンターの設置	130	10	二重債務解消に向けた支援	204
16	被災した県立病院の再建	132	11	中小企業への災害復旧資金の貸付・被災資産修繕費の補助	206
17	教育環境の整備	134	12	復興祈念公園や伝承施設の整備	208
18	「いわての復興教育」の推進	136	13	復興に取り組む岩手の姿の情報発信	210
19	学びを通じた被災地の地域のコミュニティ再生	138	14	復興推進計画の策定による復興特区制度の活用	212
20	民俗芸能団体の活動支援	140	15	復興に向けて取り組む中で発生した平成28年台風第10号災害への対応	214
21	復興のシンボルとなるスポーツイベントの開催	142	16	「自助」「共助」「公助」の総合力を強化する防災訓練	216
22	NPO等による復興の取組への支援	144			
23	新たなコミュニティの形成支援	146			
24	被災市町村への職員派遣	148			
25	水産業の復旧・復興の取組	150			
26	漁港の復旧	152			

- 第 5 節 復興を支える仕組み …………… 218
  - 1 復興に向けた基本方針・復興計画 …………… 218
  - 2 多様な主体の参画・つながり …………… 220
  - 3 復興計画の進行管理 …………… 222
  - 4 復興局の設置 …………… 224
  - 5 復興財源 …………… 226
  - 6 国への提言・要望等 …………… 228
  - 7 市町村との連携 …………… 230
  - 8 他県応援職員などによるマンパワーの確保 …………… 232
  - 9 ボランティア …………… 234
- 第 6 節 有識者からのメッセージ …………… 237
  - ① 総合企画専門委員会の取組と地域創生  
齋藤 徳美…………… 238
  - ② 三陸水産業の復旧と復興  
菅野 信弘…………… 240
  - ③ 地域復興に向けシンクタンクと地域商社の設立を  
谷藤 邦基…………… 242
  - ④ 東日本大震災復興に対する期待と提言  
平山 健一…………… 244
  - ⑤ 東日本大震災から何を学ぶべきか  
広田 純一…………… 246
  - ⑥ 防災文化の醸成・継承  
南 正昭…………… 250
  - ⑦ 防災・復興に必要な男女共同参画の視点  
堀 久美・菅原 悦子 …………… 252
  - ⑧ 避難者支援から見る復興と誰も取り残さない  
仕組みづくり  
山屋 理恵…………… 254
  - ⑨ 東日本大震災後の対応と将来の防災への考え  
今村 文彦…………… 258
  - ⑩ 公共交通における提言  
鈴木 文彦…………… 260
  - ⑪ 東日本大震災被災者健診からの教訓  
坂田 清美…………… 262
  - ⑫ 医療支援体制の構築  
眞瀬 智彦…………… 264
  - ⑬ 災害と福祉的支援について  
狩野 徹…………… 266
  - ⑭ こころのケアについて  
大塚 耕太郎…………… 268

- ⑮ 震災津波の教訓を未来へつなぐ人づくり  
森本 晋也…………… 270
- ⑯ コミュニティ形成はいかに進められたか  
藤沢 烈…………… 272
- ⑰ 地域産業、中小企業の復興と産業関連部局  
関 満博…………… 274
- ⑱ 岩手県の放射線影響対策について  
佐藤 至…………… 276
- ⑲ 後輩の皆さんへ  
若林 治男…………… 278
- ⑳ 東日本大震災津波における危機管理  
越野 修三…………… 280
- ㉑ 震災に負けない! 思いやりの絆を被災地に  
白岩 利恵子…………… 282
- ㉒ 人命最優先でなしたこと  
千葉 茂樹…………… 284

### 第 3 章 沿江市町村及び関係団体・企業等の取組 …………… 287

- 第 1 節 沿江市町村の取組 …………… 288
  - ① 陸前高田市 …………… 288
  - ② 大船渡市 …………… 290
  - ③ 釜石市 …………… 292
  - ④ 大槌町 …………… 294
  - ⑤ 山田町 …………… 296
  - ⑥ 宮古市 …………… 298
  - ⑦ 岩泉町 …………… 300
  - ⑧ 田野畑村 …………… 302
  - ⑨ 普代村 …………… 304
  - ⑩ 野田村 …………… 306
  - ⑪ 久慈市 …………… 308
  - ⑫ 洋野町 …………… 310
- 第 2 節 関係団体・企業等の取組 …………… 312
  - ① 陸上自衛隊岩手駐屯地 …………… 312
  - ② 釜石海上保安部 …………… 313
  - ③ 岩手県沿江市町村復興期成同盟会 …………… 314
  - ④ 岩手県市長会 …………… 315
  - ⑤ 岩手県町村会 …………… 316
  - ⑥ 岩手県市町村教育委員会協議会 …………… 317

⑦ 全国知事会	318
⑧ 全国市長会	319
⑨ 全国町村会	320
⑩ 指定都市市長会	321
⑪ 公益財団法人 岩手県消防協会	322
⑫ 岩手県消防長会	323
⑬ 岩手医科大学	324
⑭ 岩手県立大学	325
⑮ 国立大学法人 岩手大学	326
⑯ 一般社団法人 岩手県建設業協会	327
⑰ 一般社団法人 岩手県高圧ガス保安協会	328
⑱ 岩手県石油商業協同組合	329
⑲ 公益社団法人 岩手県トラック協会	330
⑳ 株式会社岩手日報社	331
㉑ 東北電力株式会社 送配電カンパニー岩手支社	332
㉒ 東日本電信電話株式会社 岩手支店	333
㉓ 公益財団法人 岩手県下水道公社	334
㉔ 一般社団法人 岩手県測量設計業協会	335
㉕ 岩手県土地開発公社	336
㉖ 公益財団法人 岩手県土木技術振興協会	337
㉗ 岩手県交通株式会社	338
㉘ 岩手県北自動車株式会社	339
㉙ 三陸鉄道株式会社	340
㉚ 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社	341
㉛ 一般社団法人 岩手県建築士会	342
㉜ 一般社団法人 岩手県建築士事務所協会	343
㉝ 一般社団法人 岩手県医師会	344
㉞ 公益社団法人 岩手県栄養士会	345
㉟ 公益社団法人 岩手県看護協会	346
㊱ 一般社団法人 岩手県歯科医師会	347
㊲ 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	348
㊳ 一般社団法人 岩手県薬剤師会	349
㊴ 日本赤十字社 岩手県支部	350
㊵ 公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	351
㊶ 特定非営利活動法人 @リアスNPOサポートセンター	352
㊷ 公益財団法人 岩手県国際交流協会	353
㊸ 特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会	354
㊹ 特定非営利活動法人 いわて連携復興センター	355

㊺ 株式会社アイシーエス	356
㊻ 岩手県漁業協同組合連合会 (JF岩手漁連)	357
㊼ 岩手県漁港建設協会	358
㊽ 岩手県水産加工業協同組合連合会	359
㊾ 岩手県森林組合連合会	360
㊿ JAいわてグループ	361
① 一般社団法人 岩手県銀行協会	362
② 岩手県商工会議所連合会	363
③ 岩手県商工会連合会	364

## 第4章 資料編 365

### ● 第1節 いわて復興インデックス 366

① 人口	366
② 経済	366
③ 保健・福祉・医療	368
④ その他	369

### ● 第2節 全国・海外からの応援 370

### ● 第3節 これまでの復興の歩み 373

## 索引 376



## 第1章

# 被害の概況と 復興の取組状況

第1節 被害の概況

第2節 復興の取組状況

# 第1節 被害の概況

マグニチュード9.0、最大震度7、最大津波遡上高40.1m以上を観測した東日本大震災津波は、県内における死者・行方不明者が6,200人以上、家屋の全・半壊が26,000棟以上、産業被害額が8,200億円を超えるなど、まさに未曾有の被害となった。

## 地震の概要

- 発生日時 平成23年(2011年)3月11日14時46分18秒
- 名称について 3月11日、気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名。  
4月1日、政府は地震による震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表した。なお、岩手県では「東日本大震災津波」と表記することとしている。
- 震央地 三陸沖・牡鹿半島の東南東約130km 付近(北緯38.1度/ 東経142.9度)
- 震源の深さ 約24km
- 震源域 長さ約450~500km・幅約200km の領域(岩手沖~茨城沖)
- モーメント・マグニチュード 9.0

### 地震発生の概要

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、最大震度7を観測した宮城県栗原市を始め、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強を観測した。

岩手県では、大船渡市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市、矢巾町、藤沢町(現・一関市)及び滝沢村(現・滝沢市)

で震度6弱を観測したほか、県内各地で強い揺れを観測した(表1、図1)。

### 地震発生のメカニズム

この巨大地震は、東日本を乗せた北米プレートの下に太平洋プレートが沈み込み、それに伴って引きずり込まれた北米プレートの先端部が耐え切れなくなって跳ね返り、大きな地震や津波が発生する、いわゆる「プレート間地震(=海溝型地震)」であったと考えられている(図2、図3)。

今回の地震の震源域は岩手県沖から茨城県沖まで、南北約450~500km、東西約200kmと非常に広い範囲に及んでおり、これまで海溝型の震源域として観察、評価が続けられてきた6つの震源ブロック(三陸沖中部、宮城県沖、三陸沖南部海溝寄り、三陸沖から房総沖の海溝寄り、福島県沖、茨城県沖)が連動するかたちで断層の破壊が発生したものと考えられている(図4)。宮城県牡鹿半島の東南東約130km付近(三陸沖南部海溝寄り)で断層の破壊が始まり、北は三陸沖中部、南は茨城県沖まで連鎖的に破壊現象が広がった。

### 地震後の地殻変動

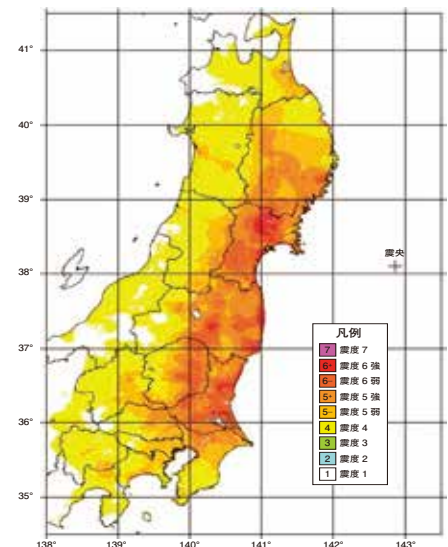
国土地理院は、GPS衛星の連続観測を行う電子基準点を全国1,240箇所に約20kmの間隔で設置し、測量の基準

表1 岩手県各地の震度 (震度4以上)

震度6弱	一関市山目(5.8)、一関市千厩町(5.8)、矢巾町南矢幅(5.7)、釜石市中妻町(5.7)、大船渡市猪川町(5.6)、大船渡市大船渡町(5.6)、一関市花泉町(5.6)、滝沢村鶴飼(現・滝沢市)(5.6)、藤沢町藤沢(現・一関市)(5.6)、花巻市大迫町(5.5)、奥州市前沢区(5.5)、奥州市衣川区(5.5)、一関市室根町(5.5)
震度5強	釜石市只越町(5.4)、盛岡市玉山区藪川(5.4)、北上市柳原町(5.4)、北上市相去町(5.4)、奥州市江刺区(5.4)、花巻市東和町(5.3)、普代村銅屋(5.3)、盛岡市玉山区洪民(5.3)、遠野市松崎町(5.3)、平泉町平泉(5.3)、八幡平市田頭(5.2)、金ヶ崎町西根(5.2)、八幡平市野駄(5.2)、奥州市水沢区佐倉河(5.2)、花巻市材木町(5.2)、住田町世田米(5.1)、奥州市水沢区大鐘町(5.1)、盛岡市山王町(5.1)、一関市東山町(5.1)、一関市川崎町(5.1)、山田町大沢(5.1)、一関市大東町(5.0)、花巻市石鳥谷町(5.0)、宮古市茂市(5.0)、遠野市宮守町(5.0)
震度5弱	宮古市門馬田代(4.9)、野田村野田(4.9)、大船渡市盛町(4.9)、二戸市浄法寺町(4.9)、紫波町日詰(4.9)、宮古市五月町(4.8)、一戸町高善寺(4.8)、八幡平市大更(4.8)、宮古市鍛ヶ崎(4.8)、盛岡市馬場町(4.7)、岩手町五日市(4.7)、山田町八幡町(4.7)、宮古市田老(4.7)、宮古市川井(4.7)、軽米町軽米(4.6)、久慈市川崎町(4.6)、二戸市石切所(4.6)、久慈市長内町(4.6)、聖石町千刈田(4.6)、二戸市福岡(4.5)、宮古市長沢(4.5)、花巻市大迫総合支所(4.5)、葛巻町葛巻元木(4.5)
震度4	八幡平市叭田(4.4)、九戸村伊保内(4.4)、西和賀町沢内川舟(4.3)、西和賀町川尻(4.2)、岩泉町岩泉(4.2)、洋野町種市(4.2)、西和賀町沢内太田(4.1)、洋野町大野(4.1)、葛巻町消防分署(4.1)、葛巻町役場(4.0)、田野畑村田野畑(3.9)、久慈市山形町(3.9)、田野畑村役場(3.6)

(注)カッコ内の数値は、計測震度、気象庁資料より

図1 推計震度分布図



(気象庁ホームページより)

点として活用するとともに、全国の地殻変動を監視しており、本震による水平及び上下の地殻変動について、その変化量データを公表している。

今回の地震によって、東北地方を中心に激しい揺れに襲われ、また、未曾有の津波被害を受けたが、この地震により、

図2 日本付近のプレート

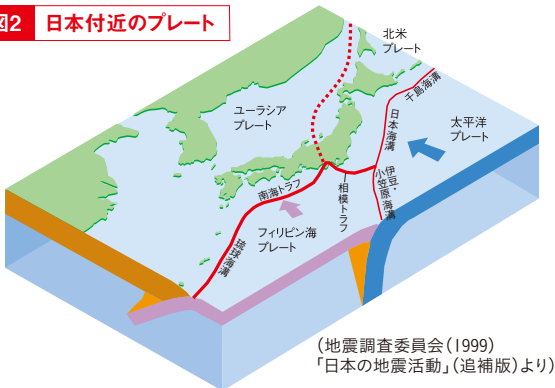
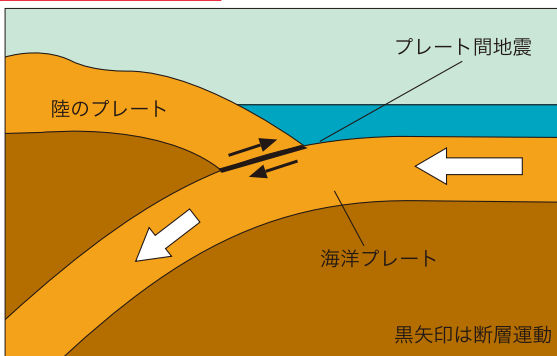


図3 プレート間地震



(地震調査研究推進本部資料より)

図4 海溝型地震の領域と東北地方太平洋沖地震の震源



(気象庁、地震調査研究推進本部資料より作成)

電子基準点「牡鹿」(宮城県石巻市)が、東南東方向へ約5.3m動き、約1.2m沈下するなど、北海道から近畿地方にかけて広い範囲で地殻変動が観測された。

県内では、大船渡電子基準点が水平方向に4.19m、上下方向に-77cm移動したほか、釜石電子基準点が水平方向に3.32m、上下方向に-53cmなど、沿岸部で大きな変動が観測された。また、内陸部においても岩手大東電子基準点で水平方向に3.30m、上下方向に-32cmなど県南地域で大きな変動が観測された。

■液状化現象

今回の地震では東北から関東まで広い範囲で液状化現象が起き、建物が傾いたり地盤が沈下したりする被害も発生した。断層が大きい地震動の大きい領域が広範囲にわたり、しかも震動が長時間続いたことが、その理由として挙げられている。震源から遠い関東地方においても極めて広い範囲で液状化現象が見られた。特に東京湾岸部、利根川下流域の埋立地、旧河道・旧池沼等で集中して被害が発生し、建物の基礎、道路や地下に埋設されたライフラインに大きな影響が出た。

■余震

平成23年3月11日の本震以後、震源域では余震が頻発した。

気象庁の統計によれば、平成23年3月11日から3月31日までに発生した震度4以上の余震は115回、4月は52回、5月は16回となっている。以後、次第に頻度は下がってきたが、平成24(2012)年8月31日までの約1年半の間に震度4以上の余震が262回発生している。このうち、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が12回、最大震度5弱が40回、最大震度4が206回記録された。

## 津波の概要

- 最大浸水高 18.3m(調査地点:岩手県釜石市両石湾)
- 最大遡上高 40.1m(調査地点:岩手県大船渡市三陸町綾里南側湾口)
- 遡上距離 48.88km(調査地点:北上川/宮城県登米市大泉)
- 浸水範囲面積 561km<sup>2</sup>

### 津波の規模

地震に伴って発生した津波は青森県から千葉県にかけての太平洋沿岸地域を襲い、多くの市町村に壊滅的な被害をもたらした。

地震発生から30～50分後に東日本の太平洋沿岸に観測史上最大級の巨大な津波が押し寄せた。国土地理院は陸上GPS観測と海上保安庁による海底地殻変動観測のデータから、日本海溝に近い領域(震央付近)では50m以上の断層の水平移動(断層滑り)があり、これによってこの周辺域では海底が12m以上も隆起したものと推定されると発表した。この地殻変動が巨大な津波の原因になったと考えられている。

各地の検潮所の測定による津波高(海上での津波の高さ)は、岩手県宮古市で8.5m以上、大船渡市で8.0m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上、福島県相馬市で9.3m以上などとなっている(図5)。

津波は震源域に近い三陸沿岸だけでなく、日本列島全体に及び、北海道の一部で3mを超え、東京湾周辺でも1～1.5mが記録されている。

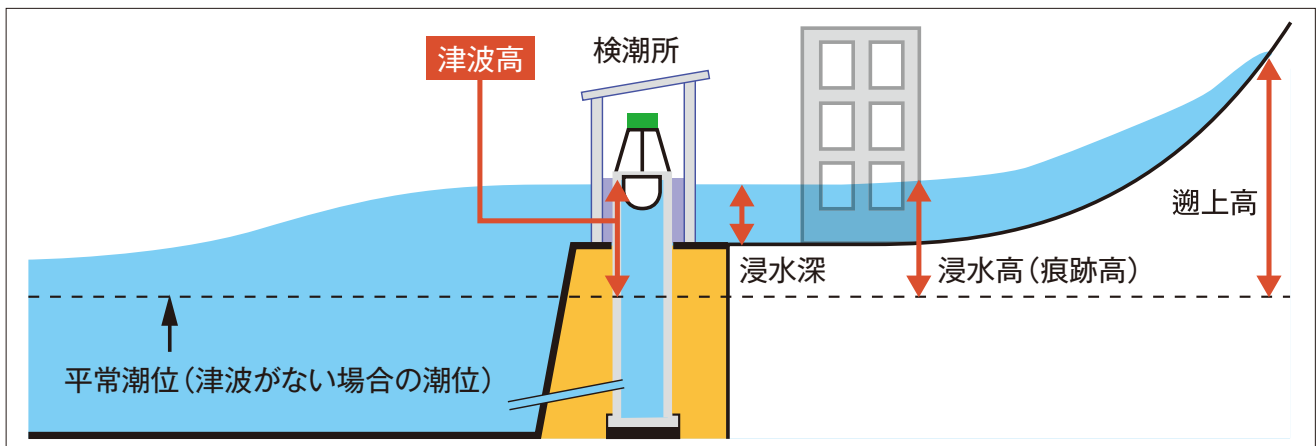
陸上の海岸に近い地点での津波の高さ(浸水高)は、建物に残された浸水の痕跡などから測定されており、岩手県北部から宮城県牡鹿半島までの三陸海岸では10～15mのところが多く、仙台湾岸では高いところで8～9m前後となっている。津波が陸地を駆け上がった高さである遡上高は、岩手県大船渡市綾里湾で40.1mというわが国の観測史上最大の数値が、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループによって計測された。また、今回の津波では各地で河川を遡上した津波が堤防を越え、被害を拡大した。国土交通省東北地方整備局の調査では、北上川で津波が河口から内陸約49km地点まで達していたことが確認されている(津波高、浸水高、遡上高の関係は図6のとおり)。

### 津波警報について

気象庁は地震の規模を気象庁マグニチュードにより7.9と推定し、地震発生3分後の14時49分に岩手県、宮城県、福島県に大津波警報、その他の太平洋沿岸に津波警報又は津波注意報を発表し、予想される津波の高さを宮城県で6m、岩手県及び福島県で3mとする第1報を発表した。しかし、15時10分頃から各地のGPS波浪計において潮位の急激な上昇が観測されたため、15時14分に津波警報の第2報を発表し、予想される津波の高さを宮城県で10m以上、岩手県と福島県で6mなどに引き上げた。

この地震では国内の広帯域地震計がほとんどすべて振り切れ、巨大地震の規模を推定するモーメント・マグニチュードの算出に手間取り、地震規模の精査が遅れたため津波警報に生かせなかった。気象庁では、第1報の「予想される津波の高さ3m」という情報が避難の遅れにつながったとして、その後、迅速な避難や警戒を促すことを主眼に、津波警報の発表方法の大幅な見直しを行っている。

図6 津波の高さ



(気象庁ホームページを参照して作図)



### 津波が発生した領域

気象庁気象研究所では、北海道から関東地方にかけての太平洋沿岸及び沖合にある津波観測点(計19点)において得られた津波の到達時刻から逆算して津波波源域(海底面での地形変化により直接的に海面の高さが変化することで、津波の発生源となった領域)を推定したところ、岩手県沖から茨城県にかけての長さ約550km、幅約200kmの範囲に及ぶことが分かった。

この広大な波源域が巨大津波を引き起こしたことになる。

### 農地海岸保全施設(堤防)を襲う津波の様子(野田村職員がビデオ撮影)

※標記した時刻は、ビデオカメラの記録であり正確なものではない。



平成23年3月11日(午後3時24分)



津波第1波が襲来(午後3時33分)



津波が工事区間を越流(午後3時34分)



第2波が襲来(午後3時38分)

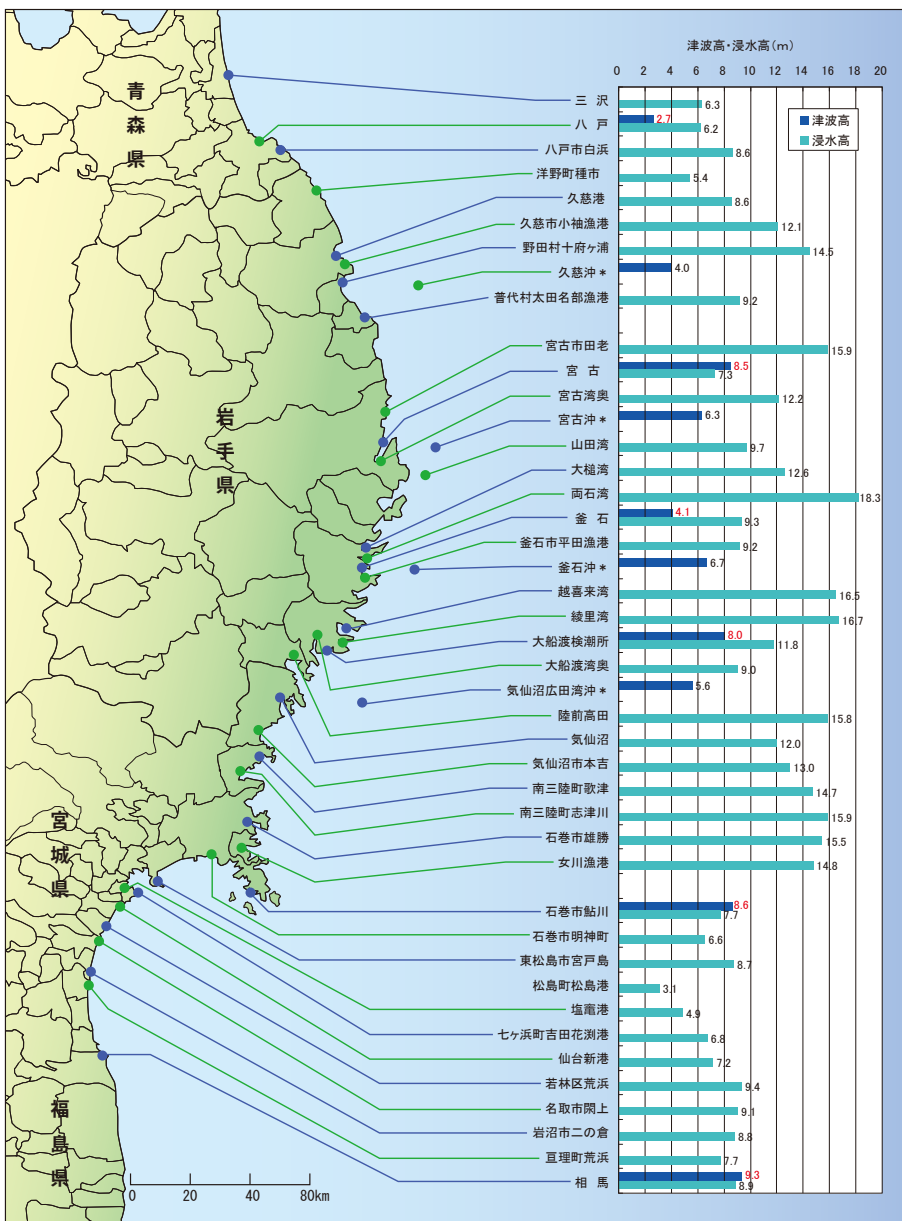


津波が堤防を飲み込む(午後3時39分)



被災の状況(平成23年3月15日)

図5 各地の津波高・浸水高



(一般財団法人日本気象協会ホームページ「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震津波の概要(第3報)青森県～福島県の津波高・浸水高および青森県～千葉県の上水状況」(赤字は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータが入りできない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。\*)はGPS波浪計による観測値)

## 被害の概要

### 人的被害・家屋被害・産業被害・公共土木施設被害・ライフライン被害

今回の大震災津波では、本県各地で深刻な被害が発生した。津波は、明治29(1896)年、昭和8(1933)年の三陸地震津波、昭和35(1960)年のチリ地震津波を凌ぐ大きなもので、沿岸地域における人的、物的被害は甚大なものとなった。沿岸各地の被害の状況は、市町村や地域によって大きく異なっており、壊滅的な被害を受けて集落・都市機能をほとんど喪失した地域、臨海部の市街地は被災したものの、後背地の市街地は残存している地域など、様々な状況であった。また、内陸地域においても、強い揺れによって人的被害や家屋被害が発生した。農林水産業等の産業被害や公共土木施設被害は甚大であり、物流面の混乱や風評被害等もあって、社会経済的な影響は県内全域に及んだ。

平成23年(2011)3月11日の地震発生後も、大小含めた数多くの余震が断続的に発生した。特に、平成23年4月7日には、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.1の強い余震が発生し、大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市で震度6弱を観測するなど、県内各地で強い揺れを観測した。

#### ■人的被害

今回の大震災津波による人的被害は、死者5,143人、行方不明者1,112人、合計で6,255人となっており、負傷者を含めた人的被害の人口割合は、本県人口の0.5%、沿岸地域

の人口の2.3%を占めている(令和元〔2019〕年12月31日現在、表3)。

#### ■家屋被害

家屋被害は、全壊・半壊が26,079棟にのぼっており、そのほとんどが津波による被害である。なお、津波によって浸水した地域の人口は約8万8千人で、沿岸市町村の全人口の約3割を占める状況となっている(令和元〔2019〕年12月31日現在、表3)。

#### ■避難者

避難者数は、平成23年3月13日の約5万4千人をピークに減少していったが、応急仮設住宅が完成した後も自宅修理の終了を待つ避難者があり、全ての避難所が閉鎖されたのは平成23年10月7日であった(図7)。

なお、応急仮設住宅は、平成23年3月19日、陸前高田市、釜石市から建設に着手し、8月11日に全13,984戸が完成している。

#### ■産業被害

産業被害は、8,294億円となっている。このうち、水産業、漁港関係の被害が5,649億円と最も多く、商工業被害が1,335億円、農林業被害が984億円、観光業(宿泊施設)被害が326億円となっている(平成23年11月25日現在、表4)。

上記の被害に加え、震災発生後においては、旅行キャンセルや自粛ムードによる様々な行事の中止等も相次ぐなど、本県の産業経済のあらゆる分野に深刻な影響を与えた。

表3 本震・津波及び余震(4月7日)に係る人的被害・建物被害状況一覧

市町村名	人口	人的被害の状況							建物被害の状況	
		死者数(人)			行方不明者数(人)	負傷者数(人)	合計(人)	対人口割合(%)	家屋倒壊数(棟)	
		直接死	関連死	計						
陸前高田市	23,300	1,557	49	1,606	202	200	不明	1,808	7.8	4,047
大船渡市	40,737	340	82	422	79	76	不明	501	1.2	3,938
釜石市	39,574	888	106	994	152	152	不明	1,146	2.9	3,656
大槌町	15,276	804	52	856	417	415	不明	1,273	8.3	4,167
山田町	18,617	604	83	687	145	144	不明	832	4.5	3,167
宮古市	59,430	420	55	475	94	94	不明	602	1.0	4,005
岩泉町	10,804	7	3	10	0	0	不明	10	0.1	200
田野畑村	3,843	14	3	17	15	15	不明	40	1.0	270
普代村	3,088	0	0	0	1	1	不明	5	0.2	0
野田村	4,632	38	1	39	0	0	不明	58	1.3	479
久慈市	36,872	2	1	3	2	2	不明	15	0.0	278
洋野町	17,913	0	0	0	0	0	不明	0	0.0	26
沿岸小計	274,086	4,674	435	5,109	1,107	1,099	不明	6,290	2.3	24,233
内陸小計	1,056,061	0	34	34	5	4	不明	175	0.0	1,846
岩手県計	1,330,147	4,674	469	5,143	1,112	1,103	不明	6,465	0.5	26,079

(令和元年12月31日現在)  
 ※岩手県総務部総合防災室公表資料を基に作成 ※人口は平成22年国勢調査による  
 ※死者数のうち、直接死は岩手県警調べ、関連死は岩手県復興局調べ ※家屋倒壊数は、全壊及び半壊数を計上

表4 産業・公共土木施設の被害額

産業被害額	(億円)
農林業	984
水産業、漁港	5,649
商工業	1,335
観光業(宿泊施設)	326
合計	8,294

(平成23年11月25日現在)

公共土木施設被害額	(億円)
河川、海岸、道路施設等	1,723
公園施設	405
港湾関係施設	445
合計	2,573

(平成23年7月25日現在)

■公共土木施設被害

公共土木施設被害は、全体で2,752カ所、2,573億円となっている。このうち、河川、海岸、道路施設等の被害が1,723億円と最も多く、中でも防潮堤や水門などの海岸施設の被害は1,289億円と特に甚大であり、また道路施設の被害は252億円と、東日本大震災津波に加え、断続的に発生した余震等により、内陸地域の道路施設を中心に被害が増大した。港湾関係施設の被害は445億円、公園施設の被害は405億円となっている(平成23年7月25日現在、表4)。

また、今回の津波被害では、防災施設の多くが被災したことに加え、各地で地盤沈下が起こっており、潮位が上がるたびに浸水がみられた。

■ライフライン被害

ライフラインの被害について、県災害対策本部が把握した最大値でみると、停電が約76万戸(5月28日復旧完了)、ガス供給停止が約9,400戸(4月26日復旧完了)、断水が約19万戸(7月12日復旧完了)、電話回線の不通が約6万6,000回線(4月17日復旧完了)となっている。

本県の被害の特徴

株式会社日本政策投資銀行による推定資本ストックの被害額の試算では、岩手県全体の被害額は、4兆2,760億円と推定され、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部による当時の岩手県のGDP(県内総生産)と比較すると、GDP1年分に相当し、宮城県の0.81年分、福島県の0.43年分に比べて高くなっている(表5)。

また、主な被災県のうち最も被害額が大きいのは宮城県となっているものの、被害率は岩手県が推定資本ストックに対して12.6%と最も高く、特に岩手県沿岸地域の被害率は47.3%と他地域と比べ突出して高くなっている。

これは、岩手県の沿岸部は、急峻な山が海近くまで迫っているリアス式海岸となっており、狭い湾が入り組んだ複雑な地形で、急な傾斜の山地が海岸にまで迫り平地が少なく、限られた平地に商業施設や住宅が立地しているため、そこが津波に襲われ、甚大な被害が生じたことによるものである。

そのため、浸水エリアの土地利用構成率も、岩手県は建物用地が34%と宮城県の21%や福島県の12%と比べて高くなっている(表6)。

表5 推定資本ストック被害額・被害率

	推定資本ストック (単位:10億円)	推定資本ストック被害額(単位:10億円)					被害率	
		生活・社会 インフラ	住宅	製造業	その他	合計		
岩手県	内陸部	26,369	457	22	64	211	754	2.9%
	沿岸部	7,449	1,943	607	191	781	3,522	47.3%
	合計	33,818	2,400	629	255	992	4,276	12.6%
宮城県	内陸部	31,443	856	40	148	551	1,595	5.1%
	沿岸部	23,182	2,031	1,446	290	1,130	4,897	21.1%
	合計	54,625	2,887	1,486	438	1,681	6,492	11.9%
福島県	内陸部	34,314	630	7	263	370	1,270	3.7%
	沿岸部	15,941	1,244	145	151	319	1,859	11.7%
	合計	50,254	1,874	152	414	689	3,129	6.2%

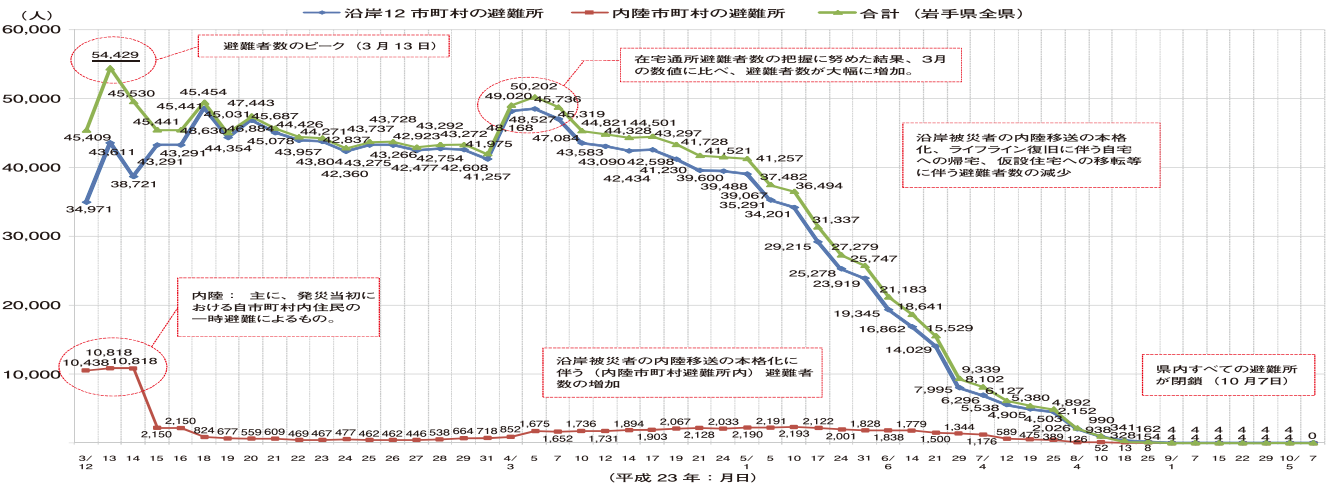
表6 津波浸水範囲の土地利用構成率

GDP値 (単位: 10億円)	被害額が GDPに 占める割合	土地利用 (%)			
		田	その他の 農用地	森林	建物 用地
4,255	1.0年分	岩手県 17	4	9	34
8,007	0.81年分	宮城県 41	7	7	21
7,228	0.43年分	福島県 53	3	4	12
		6県計 37	5	7	20

※推定資本ストック被害額及び被害率については、株式会社日本政策投資銀行推計(平成23年4月28日)  
 ※GDP値は、「平成21年度の県民経済計算について」(平成24年2月29日 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部)による

出典:「津波浸水範囲の土地利用別面積について」  
 (平成23年4月18日 国土地理院)

図7 岩手県内における避難者数の推移





## 第2節 復興の取組状況

### I 主な取組

東日本大震災津波からの復興に当たっては、犠牲になられた方々の故郷への思いをしっかりと引き継ぐこと、そして、被災された方々の「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障していくことを原則として、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指し、「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定し、平成23(2011)年度から平成30(2018)年度までの8年間を復興計画期間と位置付け、一日も早い復興の実現に向けて県政史上かつてない規模と体制で取り組んできた。

これまで、県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、復興計画に基づく取組を進めてきた結果、復興計画期間の8年間で、復興の歩みは着実に進んでいるが、一方で、被災地においては中長期的に取り組むべき課題もあることから、令和元(2019)年度からは、県の総合計画である「いわて県民計画(2019~2028)」において、東日本大震災津波からの復興を引き続き県の最重要課題と位置付け、三陸のより良い復興の実現に向けた取組を推進している。

### 安全の確保

#### 災害廃棄物（がれき）の処理

大震災津波により本県で発生した災害廃棄物について、県内外の自治体の協力や、多くの関係者・住民のご理解とご支援に支えられ、平成26(2014)年3月末までに生活環境に支障のある災害廃棄物の処理を終えた(最終処理量:約618万トン)。



宮古市赤前地区・宮古運動公園  
(平成23年5月撮影)



宮古市赤前地区・宮古運動公園  
(平成25[2013]年8月撮影)

#### 復興のまちづくり

令和元年12月末時点で、区画ベースでは予定している7,477区画全てで工事が着工しており、そのうち7,249区画(約97%)が完成している。

#### 海岸保全施設等の復旧・整備

被災した防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備に当たっては、高潮等の被害が予想される箇所について、仮防

潮堤を築造する等の応急工事を実施したほか、津波、都市計画及び地震等の専門家で構成される「岩手県津波防災技術専門委員会」を設置し、各市町村から復興まちづくりの方向性を伺いながら、科学的・技術的な知見に立脚した防潮堤の高さや配置の検討を進め、平成23年10月までに本県沿岸を24の地域海岸に区分し、防潮堤等の高さを設定し、公表している。

また、海岸保全施設の早期整備のため、事業用地の取得に当たり、任意交渉と平行した土地収用手続きを進めてきたほか、工期短縮や資材不足等へ対応するため、工場製品の活用などの取組を進めてきた。

この結果、令和元年12月末時点で復旧・整備が必要な134箇所全てで工事に着手するとともに、94か所で整備が完了している。

#### ● 高田地区海岸の復旧工事の状況



被災前(平成22[2010]年3月)



被災直後



平成31(2019)年3月末



## 復興道路等の整備

災害に強い道路ネットワークを構築するため、三陸沿岸の縦貫軸及び内陸部と沿岸部を結ぶ高規格幹線道路等を「復興道路」として、整備を促進してきた。

東北横断自動車道釜石秋田線は平成31年3月9日に全線開通し、岩手県の内陸部と沿岸部が初めて高速交通体系で結ばれるとともに、令和元年6月22日に宮古市から宮城県気仙沼市までつながった三陸沿岸道路とも結節するなど、高速道路ネットワークが形成されつつある。

県においても、内陸部から沿岸部各都市にアクセスする道路等を「復興支援道路」、沿岸部の防災拠点へアクセスする道路等を「復興関連道路」として整備を進めてきた。



東北横断自動車道釜石秋田線 全線開通(平成31年3月9日)



宮古盛岡横断道路 宮古西道路開通(平成31年3月30日)

## 三陸鉄道リアス線誕生

三陸鉄道は、震災により甚大な被害を受け、全線が不通となった。復旧には、クウェート政府からの救援金の活用による新車両の導入、駅舎の整備など、多くの企業、団体、個人からの支援をいただきながら、平成26年4月に南・北リアス線の全線で運行を再開した。

その後、同じく震災により不通となっていた旧JR山田線(宮古-釜石間)は、平成31年3月23日に三陸鉄道へ経営移管され、国内の第三セクター鉄道としては最長となる163km(盛-久慈間)が新たに三陸鉄道リアス線として生まれ変わった。これにより三陸沿岸が一つのレールで繋がり、住民の利便性が大きく向上した。



リアス線開通記念列車出発式(平成31年3月23日)

### ●復興の状況等を示す主なデータ (令和元年12月末現在の数値)

海岸保全施設の復旧・整備箇所数  
計画箇所数134箇所



復興まちづくり(面整備)事業 宅地供給区画数  
予定宅地区画数 7,477区画



復興道路供用延長キロ数  
県内の事業化延長359km



## 暮らしの再建

### 災害公営住宅の整備・住宅再建支援

住宅を失った方への恒久的な住宅供給対策として、平成23年10月に「岩手県住宅復興の基本方針」を策定し、災害公営住宅の整備、民間持家住宅(自力再建)及び民間賃貸住宅への支援により、被災者の方々の住宅再建支援に取り組んでいる。

そのうち、災害公営住宅については、令和元年12月末までに5,734戸が完成している。



大槌町安渡地区災害公営住宅  
(平成30年12月完成)

### 被災者相談支援センター・ いわて内陸避難者支援センターの設置

平成23年7月に沿岸4地区に被災者相談支援センターを設置し、生活再建に係る各種支援制度や今後の生活への不安など様々な相談に対応しているほか、弁護士などによる専門家相談も行っている。

また、平成28(2016)年5月にいわて内陸避難者支援センターを設置し、内陸及び県外に避難している被災者の住まいに関する相談に対応している。



開設当初のセンター(釜石地区)

### 被災地における保健活動

県、市町村や関係機関が連携しながら、保健師等が応急仮設住宅等を定期的に巡回するなどし、血圧測定などの健康チェックから日常の健康相談、健康教育などを行っている。

また、県歯科医師会及び県歯科衛生士会の協力のもと、被災地に歯科医師・歯科衛生士を派遣し、歯科健診、歯科相談、歯磨き指導等の歯科保健活動を実施している。



応急仮設住宅集会所での健康チェック

### こころのケアの取組

#### 岩手県こころのケアセンターの設置

被災者の精神的負担を軽減するため、県内外のチームの支援により、「こころのケア」活動を行い、発災から平成24(2012)年3月末までに、延べ30チームの派遣を受け入れ、延べ約9,800人の住民のケアに取り組んだ。この活動を引き継ぎ、平成24年2月に、岩手医科大学内に「岩手県こころのケアセンター」を、3月には、沿岸4箇所(久慈市・宮古市・釜石市・大船渡市)に「地域こころのケアセンター」を設置し、被災者一人ひとりに寄り添ったこころのケアを推進している。

#### いわてこどもケアセンターの設置

震災により大きなストレスを抱えながら生活する子どもたちの心のケアに対応するため、平成23年6月に「子どものこころのケアセンター」を宮古市に開設、気仙地区・釜石地区にも同センターを順次開設した。平成25(2013)年5月には、中長期的に継続した支援を行う拠点として、クウェート国・日本赤十字社の支援により、「いわてこどもケアセンター」を矢巾町に開設した。センターでは児童精神科外来診療のほか、沿岸地区への巡回診療、地域の支援者への研修等を実施している。



岩手県こころのケアセンター職員による訪問活動



いわてこどもケアセンター

#### 被災地における高齢者の交流促進

災害公営住宅や応急仮設住宅等に住む被災者と地域住民との交流の活性化や高齢者の健康の維持・増進を図るため、誰でも気軽に参加できる「ふれあい運動教室」を開催するとともに、運動教室の中心的役割を担う「ふれあい運動サポーター」の養成講座の開催や、養成講座修了者を対象としたフォローアップ研修を実施してきた。



### 「いわての復興教育」

県内全ての公立小・中学校・義務教育学校及び県立高等学校・特別支援学校では、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するため、「いわての復興教育」プログラムに基づき、全教育活動を通して、震災津波の教訓から得た3つの教育的価値『いきる』『かかわる』『そなえる』を育てている。また、震災津波の経験や教訓を踏まえ、副読本や「いわて震災津波アーカイブ～希望～」を活用し、各校の実情に応じた取組を展開している。



「いわての復興教育」児童生徒実践発表会

### 学校施設の新設・復旧

被災した学校施設の復旧を進め、平成30年12月には陸前高田市立気仙小学校が完成し、被災した沿岸部の公立学校86校の校舎全てが復旧した。

### いわての学び希望基金

県では、被災地の子どもたちの「暮らし」と「学び」を支援するため、「いわての学び希望基金」を設置し、全国・海外からの善意の寄附を広く募っており、令和2(2020)年1月末現在で100億円を超える寄附の支援をいただいている。

### 伝統文化等の保存・継承

被災した郷土芸能団体の活動再開を支援しており、令和元年12月末までに被害を受けた74団体のうち70団体の支援を行った。



虎舞

### NPO等が行う復興活動を支援

NPO等は、その機動力、ネットワーク、専門性を生かし、復興支援活動をはじめとした地域課題解決に大きな役割を果たしていることから、県は、平成25年度から「NPO等による復興支援事業」を実施し、NPO等が行う復興・被災者支援活動への助成や団体の運営基盤を強化するための支援を行っている。平成30年度は21団体に事業費助成を行った。



NPO等への助成事例  
(スポーツによるコミュニティ再生)

### 新たなコミュニティの形成支援

被災者が恒久的な住宅へ移った後も、安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現することが求められており、県では、災害公営住宅や移転先における新たなコミュニティ形成を支援するため、平成29(2017)年度から市町村及び被災者支援を行う民間団体等の調整役となるコーディネーターを配置し、市町村の取組を支援している。

#### ●復興の状況等を示す主なデータ (令和元年12月末現在の数値)

応急仮設住宅等入居者数(みなし仮設を含む)  
ピーク時(平成23年10月) 43,738人



災害公営住宅整備戸数  
整備予定戸数5,833戸(内陸避難者のための災害公営住宅を含む)



医療施設数(沿岸地区)  
震災前(平成23年3月) 240施設との比較



※自院又は仮設施設において診療を行っている医療機関(病院・医科診療所・歯科診療所)

公立学校施設の復旧状況(沿岸地区)  
被災学校数86校



## なりわいの再生

### 漁船・共同利用施設・種苗生産施設等の復旧・整備

壊滅的な被害を受けた本県水産業の早期復旧・復興に向けて、漁協による漁船や養殖施設の一括整備、集荷場や作業場等の共同利用施設の復旧・整備などに取り組んできた。

その結果、漁船や養殖施設、種苗生産施設等の復旧はおおむね完了し、震災前の漁業・養殖業の生産基盤が復旧している。



早期復旧に向け漁協が核となって漁船を一括整備(音部漁港)

### 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

漁業と流通・加工業の一体的な再生のため、県では、荷捌き施設、製氷・貯氷施設、冷凍・冷蔵施設、水産加工施設等の復旧・整備など、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を進めてきた。

その結果、被災した県内全ての産地魚市場が再開し、製氷・冷蔵能力はおおむね震災前の水準まで回復したほか、被災した水産加工事業所の約9割が事業を再開している。



大船渡魚市場 高度衛生管理型魚市場の整備(平成26年4月完成)

### 県産農林水産物の安全・安心と魅力の発信

原発事故に伴う県産農林水産物の風評被害対策と、縮小した販路の回復・拡大に向け、全国の消費者・シェフ等を対象としたホームページ・ニュースレターによる情報発信や、大都市圏における復興レセプション・レストランフェア・商談会の開催、首都圏のシェフを県内に招聘した産地見学会の実施などのプロモーション活動に取り組み、県産農林水産物の安全・安心と魅力の発信を行った。

### 被災地における起業・新事業活動等の支援

若者や女性をはじめ、被災地において新たなビジネス立上げにチャレンジしようとする方への支援を行うことで、復興まちづくりに合わせたなりわいの再生を図るため、平成25年度から「さんりく未来産業起業促進事業」、平成28年度からは「さんりくチャレンジ推進事業」を実施している。

平成30年度末までに合計141名がこの事業を活用して、起業や新事業活動の展開に取り組んだ。



起業や新事業活動に取り組んだ事例

### グループ補助金による中小企業等の再建支援

東日本大震災津波により被災された中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備を支援するため、「岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業」を実施している。平成30年度までに延べ191グループ、1,525事業者がグループ補助金を活用して復旧・復興を進めている。

### 復興の動きと連動した観光振興

本県には、「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産(橋野鉄鉱山)」の2つの世界遺産など、岩手ならではの



はこの観光資源が存在しており、これらを組み合わせた広域周遊滞在型観光の推進や、市町村における日本版DMOの整備・活動の取組、三陸DMOセンターとの連携などにより、観光人材の育成や観光資源を生かした観光地づくりが進んでいる。

こうした取組の結果、平成30年における県全体の観光入込客数は、震災前の平成22年と比較して98.1%と、おおむね震災前の水準まで回復（沿岸地域はおおむね7割の水準）しており、特に外国人宿泊者数は全国の伸び率を大幅に上回り過去最多となるなど増加してきている。

●復興の状況等を示す主なデータ

補助事業による新規登録漁船数  
計画値6,693隻との比較



養殖施設の整備施設数  
計画値17,480台との比較



産地魚市場水揚量  
震災前3年間(H20[2008]～22[2010])の平均169,627トンとの比較



養殖生産量  
震災前3年間(H20～22)の平均47,478トンとの比較



農地の復旧面積  
復旧対象面積542ha



被災事業所における事業再開の状況(推計)  
対象事業所2,507事業所



被災事業所における業績(売上)状況  
対象事業所1,186事業所



県全体の観光入込客数  
震災前(平成22年)2,896万人回との比較



未来のための伝承・発信

東日本大震災津波伝承館の整備  
(愛称:「いわてTSUNAMI(つなみ)メモリアル」)

岩手県が陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園内に整備を進めてきた、東日本大震災津波の事実と教訓を伝える施設「東日本大震災津波伝承館」(愛称:「いわてTSUNAMI(つなみ)メモリアル」)が、「国営追悼・祈念施設の一部」及び「道の駅高田松原」とともに、令和元年9月22日にオープンした。

館内では、「いのちを守り、海と大地と共に生きる」を展示のテーマに、三陸の津波被害の歴史や、東日本大震災津



波の事実、震災から得た教訓などを学ぶことができる映像の上映や展示などを行っている。

東日本大震災津波伝承館の内部

「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の公開

東日本大震災津波からの復旧・復興の取組と大津波の事実を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動や復興教育に生かすため、平成29年3月に「いわて震災津波アーカイブ～希望～」をインターネット上で公開し、収集した約24万点の震災津波関連資料を検索・閲覧できるようにしている。

「いわて復興未来塾」や「いわて三陸復興フォーラム」の開催

復興を担う個人や団体など多様な主体が復興について幅広く学び合う「いわて復興未来塾」を継続的に開催し、相互に交流、連携しながら復興の推進を図っている。

また、被災地域の現状や復興の取組についての情報を発信するため、「いわて三陸復興フォーラム」を県内外で開



催し、復興の取組に対する理解や、継続的な支援、参画の促進を図っている。

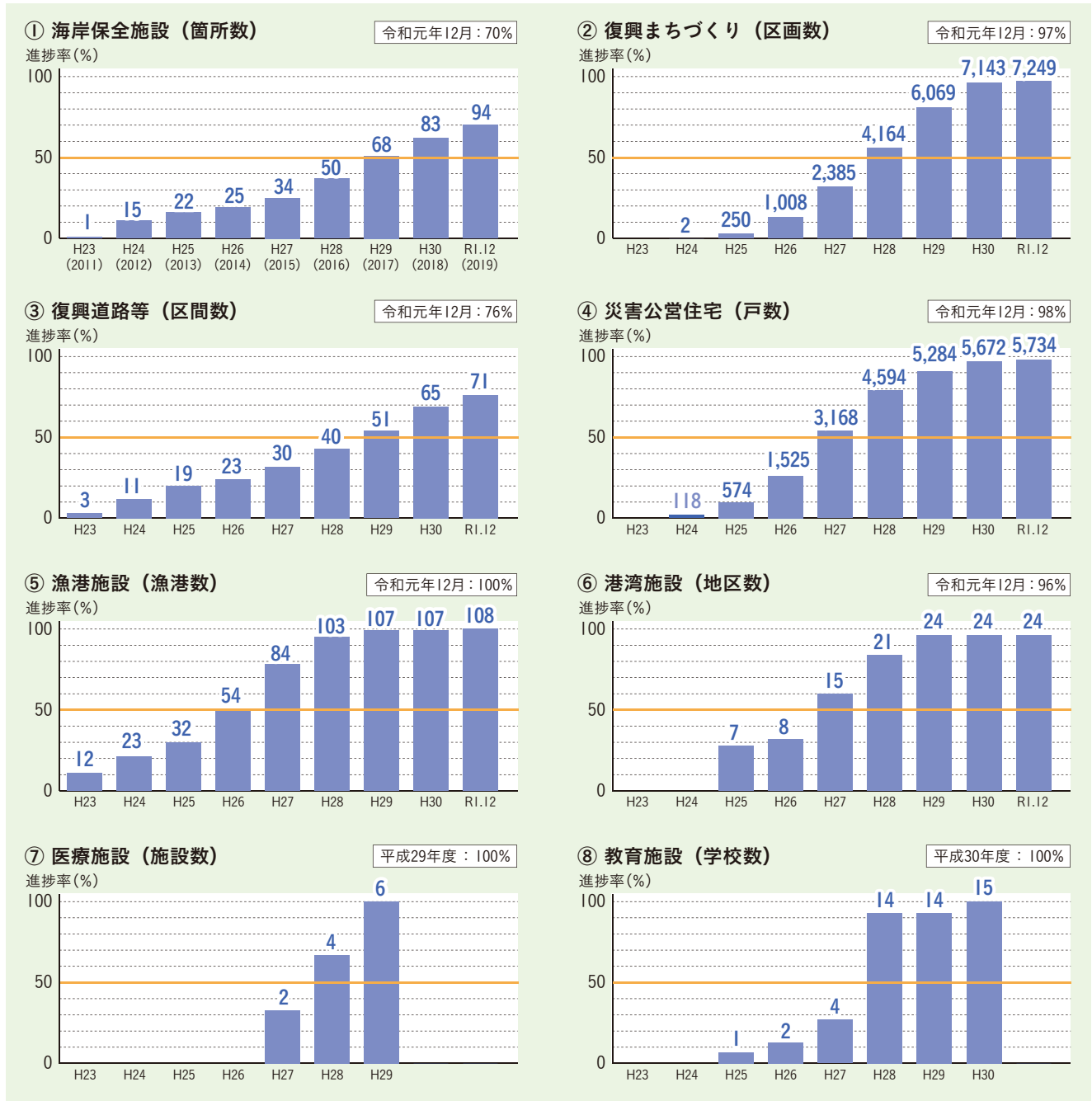
平成30年度第1回いわて復興未来塾

## 2 社会資本の復旧・復興事業の実績

### 社会資本の復旧・復興ロードマップ

県民生活に身近な社会資本の復旧・復興事業の動きや今後の見通しについて情報提供を行う「社会資本の復旧・

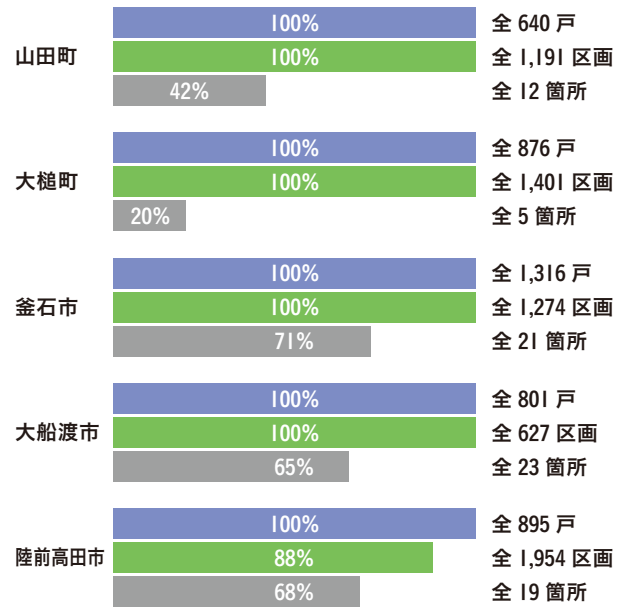
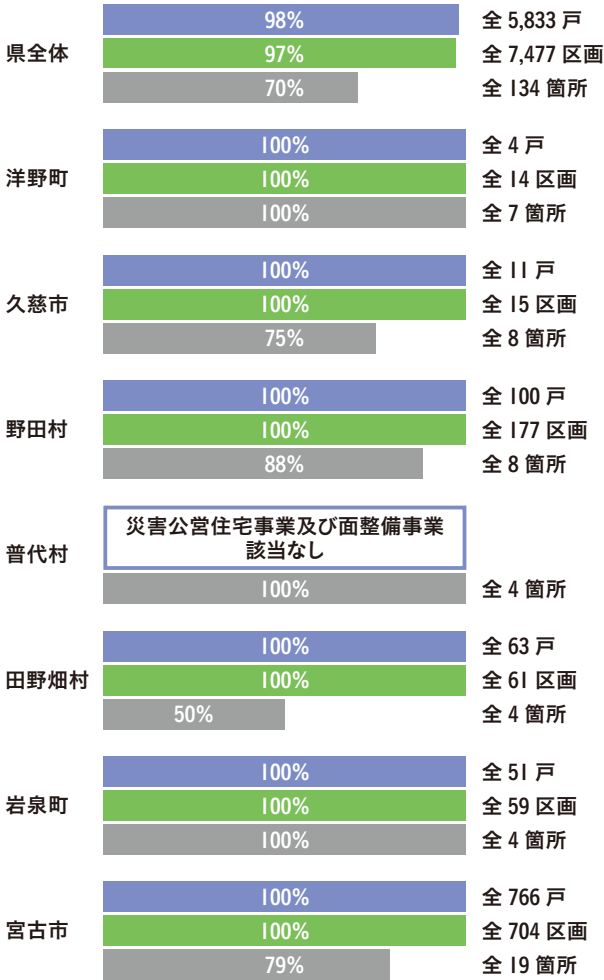
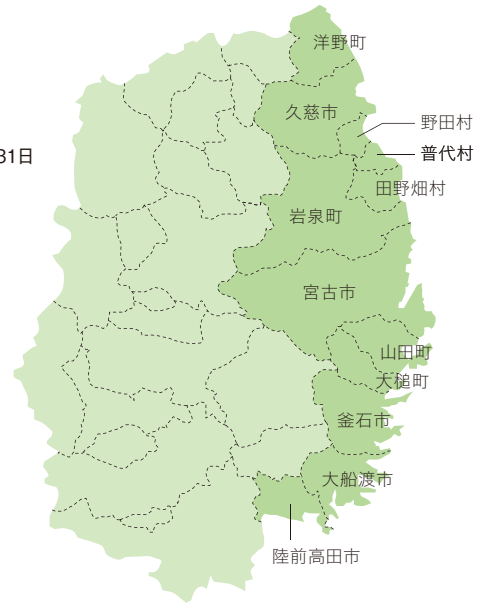
復興ロードマップ」に掲載している主要8分野の復旧・復興事業におけるこれまでの実績(令和元(2019)年12月31日現在)は、以下のとおりとなっている。



※進捗率は通期における計画値に対する割合を示す。

●災害公営住宅・面整備・海岸保全施設の整備状況(市町村別) 基準日:令和元年12月31日

【凡例】 ■災害公営住宅事業 ■面整備事業(区画、防集、漁集) ■海岸保全施設事業



●災害公営住宅

市町村	全体数	完成済	%
洋野町	4	4	100%
久慈市	11	11	100%
野田村	100	100	100%
普代村	—	—	—
田野畑村	63	63	100%
岩泉町	51	51	100%
宮古市	766	766	100%
山田町	640	640	100%
大槌町	876	876	100%
釜石市	1,316	1,316	100%
大船渡市	801	801	100%
陸前高田市	895	895	100%
内陸	310	211	68%
県全体	5,833	5,734	98%

●面整備

市町村	全体数	完成済	%
洋野町	14	14	100%
久慈市	15	15	100%
野田村	177	177	100%
普代村	—	—	—
田野畑村	61	61	100%
岩泉町	59	59	100%
宮古市	704	704	100%
山田町	1,191	1,191	100%
大槌町	1,401	1,401	100%
釜石市	1,274	1,274	100%
大船渡市	627	627	100%
陸前高田市	1,954	1,726	88%
県全体	7,477	7,249	97%

●海岸保全施設

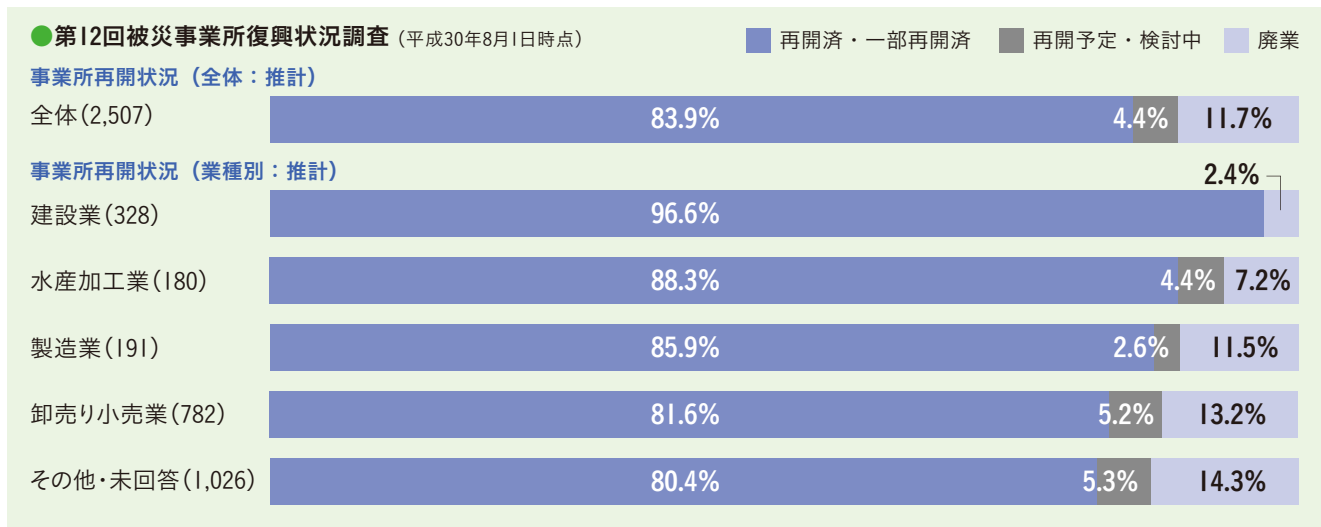
市町村	全体数	完成済	%
洋野町	7	7	100%
久慈市	8	6	75%
野田村	8	7	88%
普代村	4	4	100%
田野畑村	4	2	50%
岩泉町	4	4	100%
宮古市	19	15	79%
山田町	12	5	42%
大槌町	5	1	20%
釜石市	21	15	71%
大船渡市	23	15	65%
陸前高田市	19	13	68%
県全体	134	94	70%

### 3 客観指標・県民意識から見た復興の状況

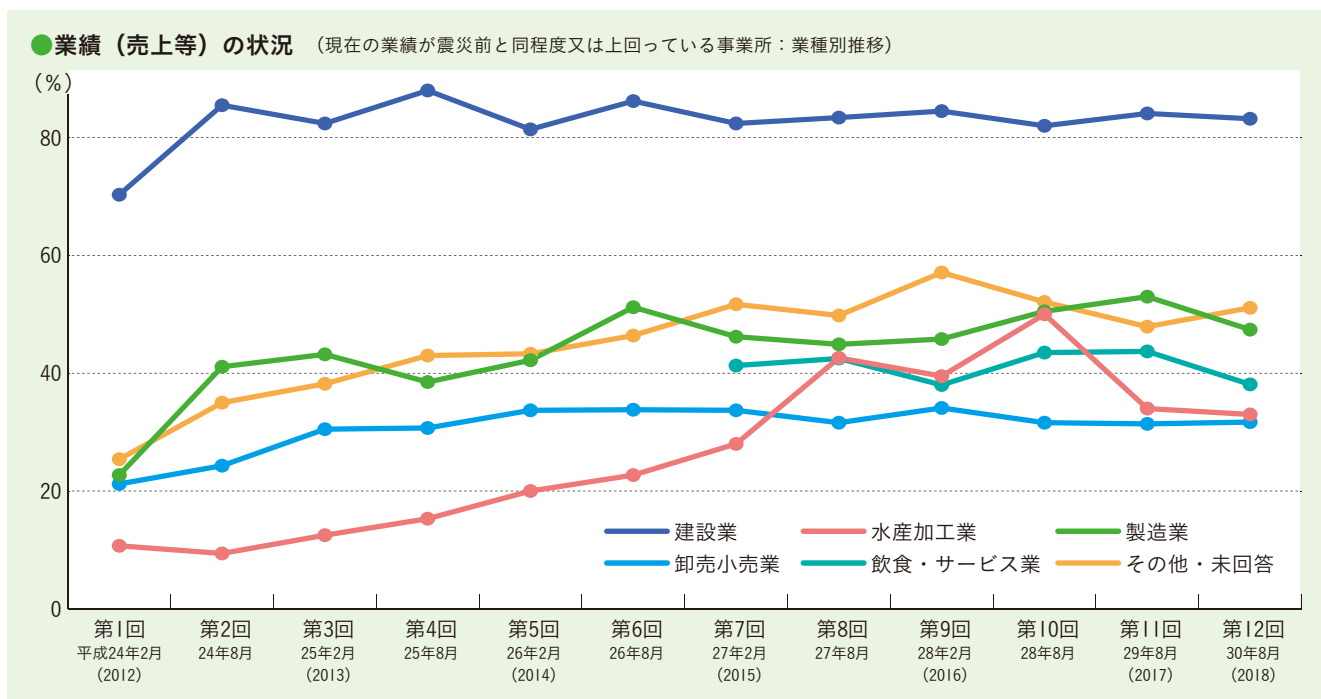
#### 被災事業所復興状況調査

被災事業所を対象とする「被災事業所復興状況調査」(調査時点:平成30[2018]年8月1日)によると、8割を超える事業所が再開済・一部再開済と回答した。産業分類別

では、再開済・一部再開済と回答した事業所の割合が最も高いのは建設業、次いで水産加工業となった。業績(売上等)の状況については、「震災前と同程度」又は「上回っている」と回答した事業所の割合は、建設業が8割を超える一方、水産加工業や卸売小売業は3割程度となっており、業種によって事業再開や業績の回復状況に差が生じている。



※これまでの調査で回答のあった2,507事業所の再開状況を推計したもの。



※飲食・サービス業については、第6回以前は「その他の業種」に含まれている。



## 復興に関する意識調査

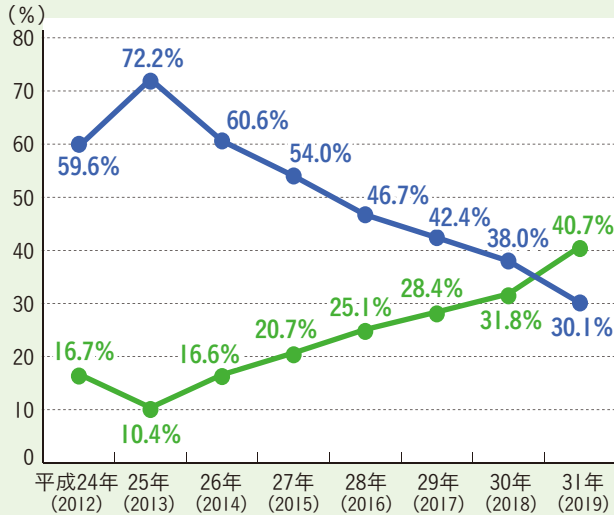
県民を対象とする「復興に関する意識調査」(調査時期:平成31[2019]年1月~2月)では、県全体の復旧・復興の実感について、県全域の回答者では、「進んでいると感じる」「やや進んでいると感じる」の合計は、前回調査に比べ8.9ポイント増加、「やや遅れていると感じる」「遅れていると感じる」の合計は7.9ポイント減少し、調査開始以降、初めて

「進んでいる・やや進んでいると感じる」割合が、「遅れている・やや遅れていると感じる」割合を上回った。なお、沿岸部の回答者では、「進んでいる・やや進んでいると感じる」割合が、「遅れている・やや遅れていると感じる」割合を前年の調査から上回っている。また、回答者が住んでいる市町村の復旧・復興の実感について、沿岸北部と沿岸南部を比較すると、沿岸南部の方が「遅れている・やや遅れていると感じる」割合が高い状況にある。

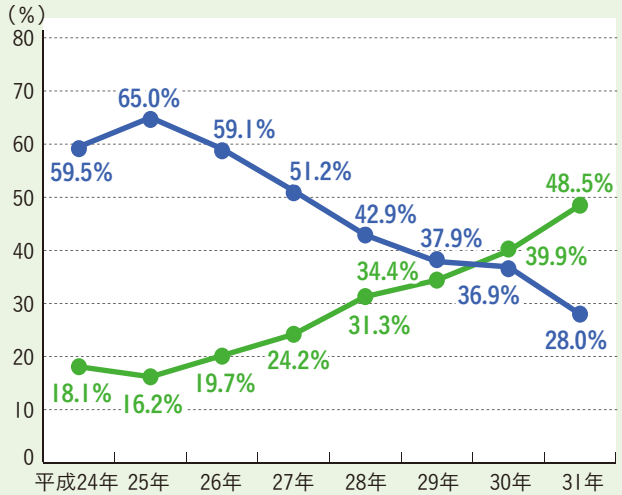
●復興の実感の推移 (復興に関する意識調査)

— 進んでいる・やや進んでいる — 遅れている・やや遅れている

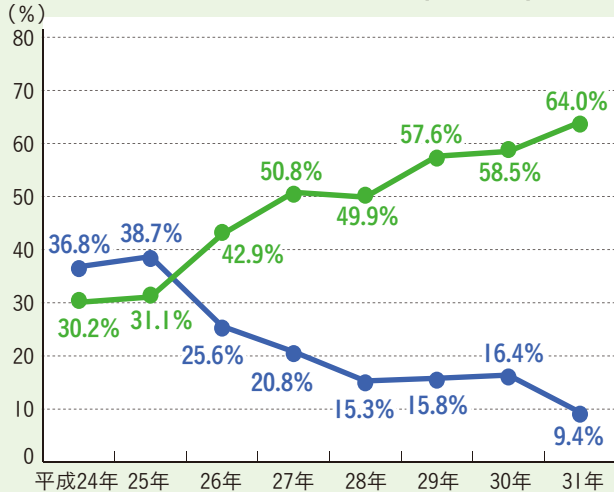
岩手県全体の復旧・復興の実感 (県全体)



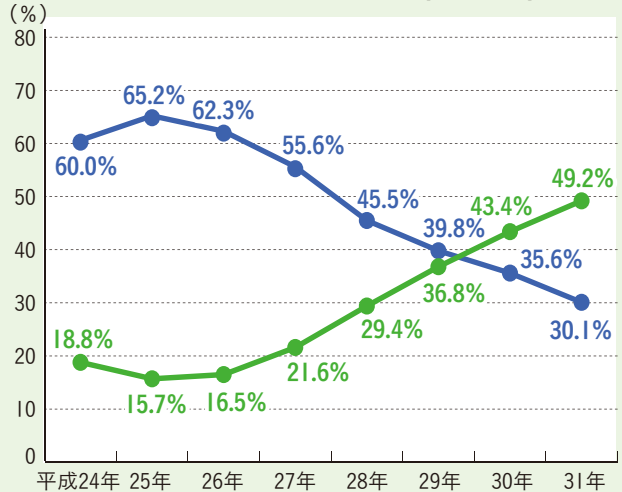
岩手県全体の復旧・復興の実感 (沿岸部)



お住まいの市町村の復旧・復興の実感 (沿岸北部)



お住まいの市町村の復旧・復興の実感 (沿岸南部)



※沿岸部とは、下記の沿岸北部及び沿岸南部の12市町村、内陸部とは、県内33市町村から沿岸部を除いた21市町村を指す。沿岸北部とは、洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町の6市町村を指す。沿岸南部とは、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市の6市町村を指す。

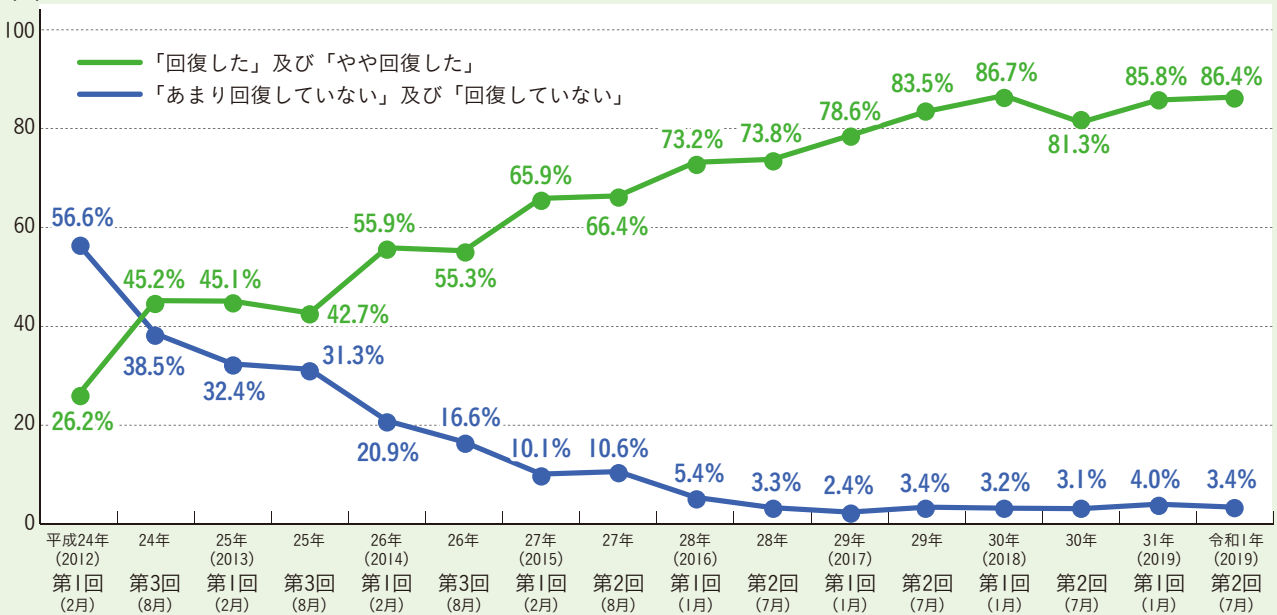
## 復興ウォッチャー調査

被災地に居住又は就労する県民を対象とする「復興ウォッチャー調査」(調査時期:令和元(2019)年7月)では、被災者の生活の回復度、地域経済の回復度及び災害に強

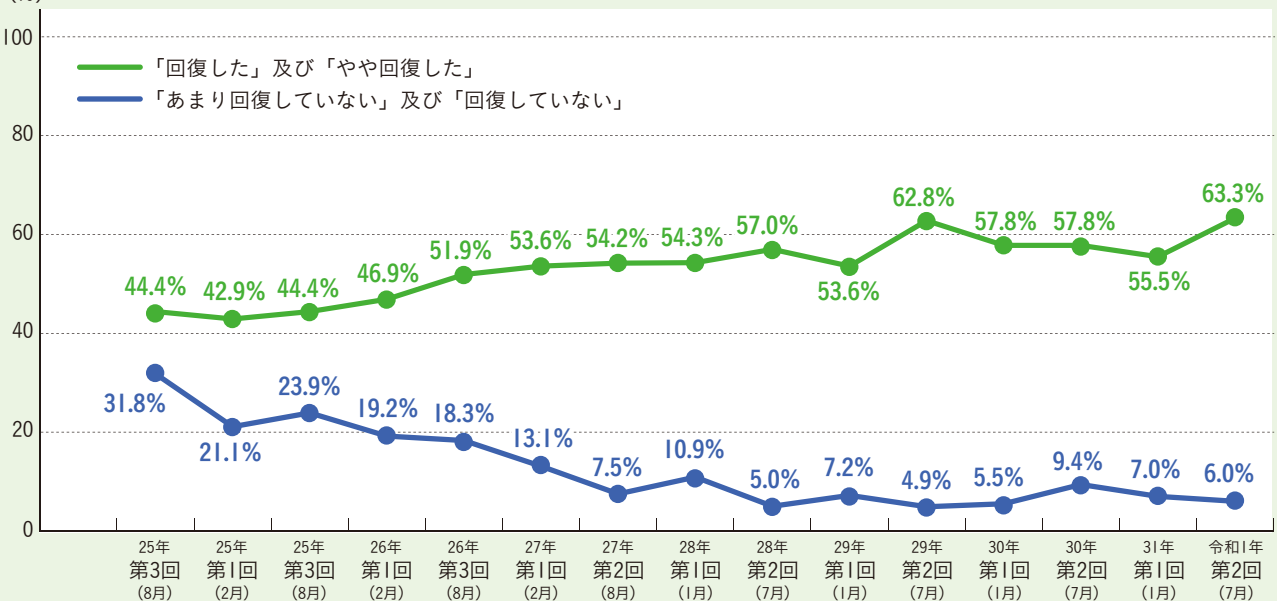
い安全なまちづくりの達成度の改善状況を示す動向判断指数(DI)は着実に上昇している。また、動向判断指数(DI)について沿岸北部と沿岸南部を比較すると、沿岸北部の方が高い状況にある。

### ●復興の実感の推移 (復興ウォッチャー調査)

被災者の生活の回復度に対する実感 (%)

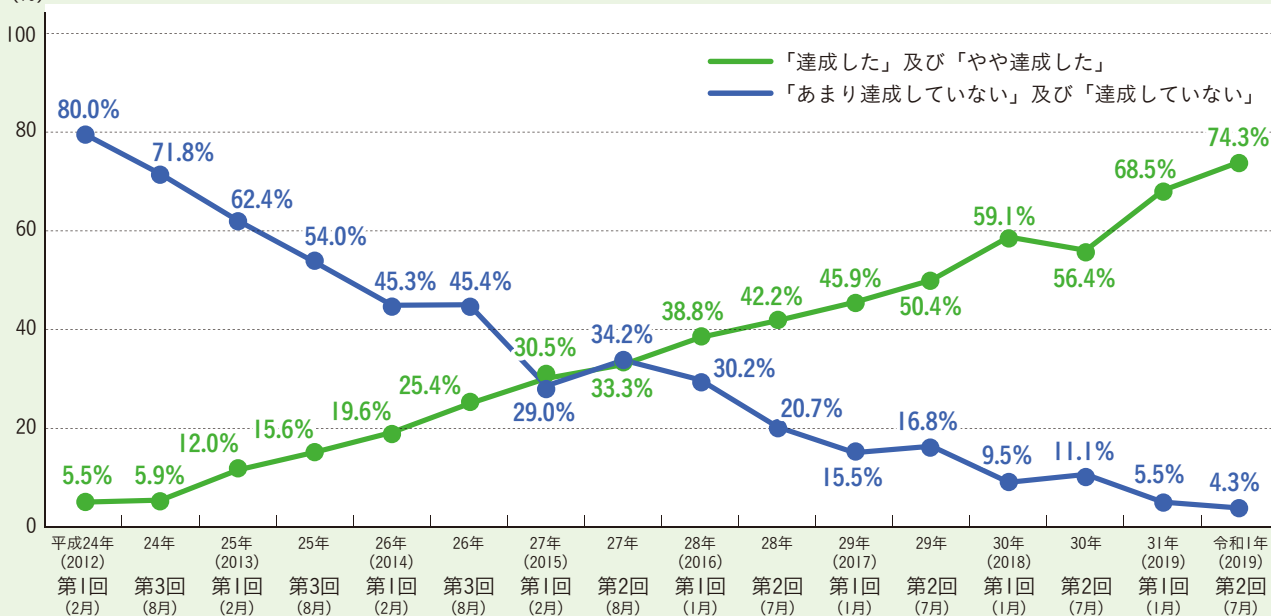


地域経済の回復度に対する実感 (%)

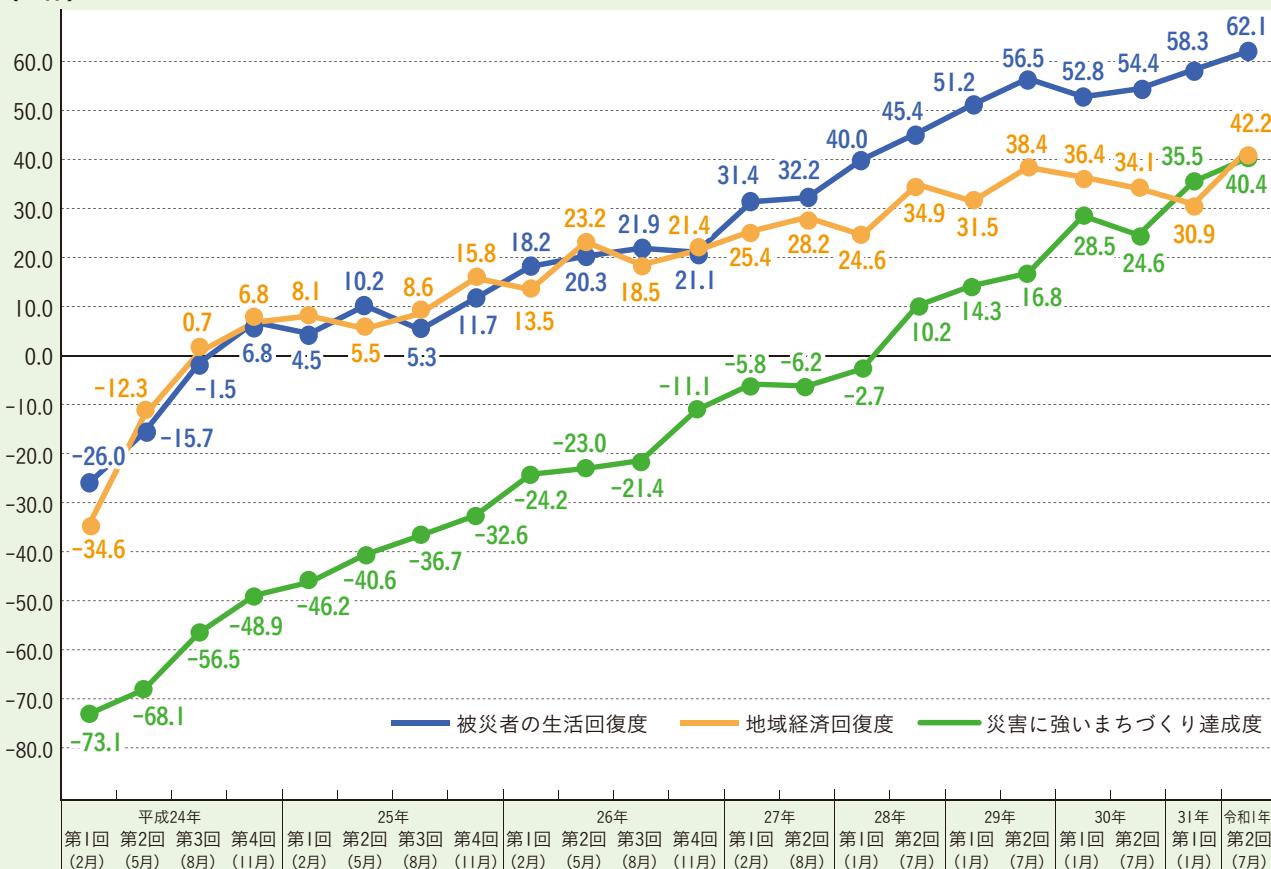


● 災害に強いまちづくりの達成度に対する実感

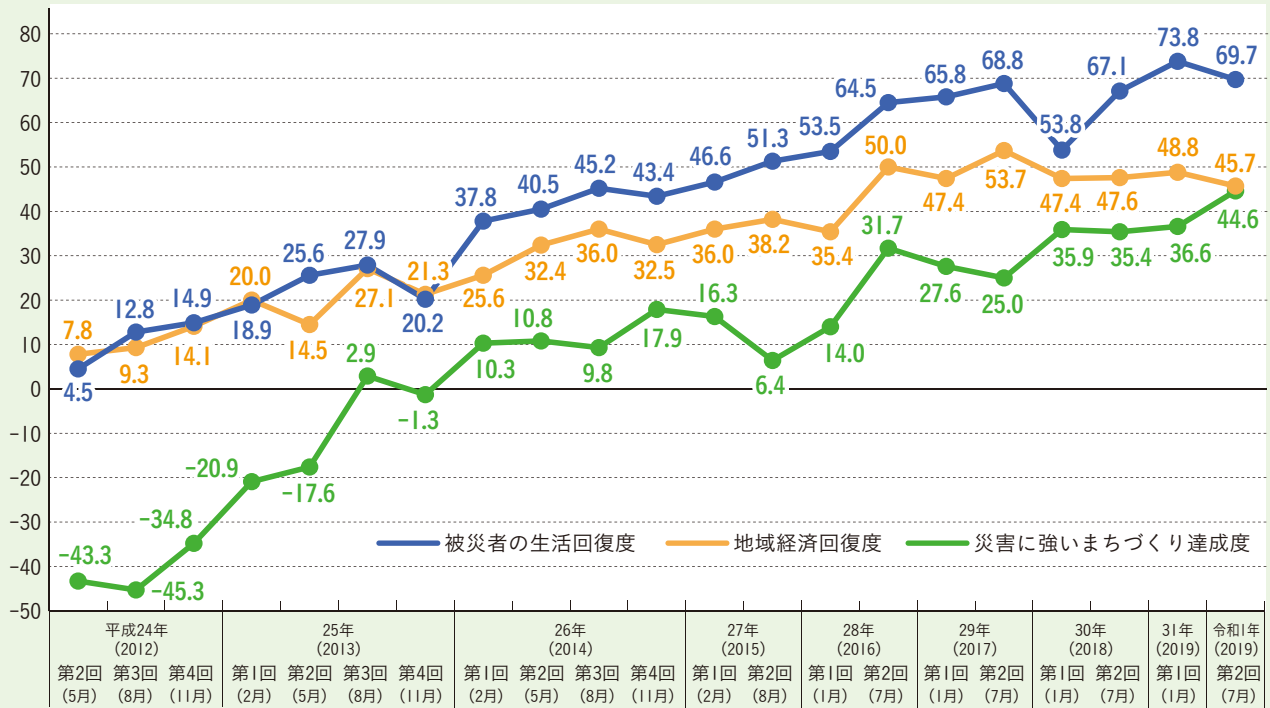
(%)



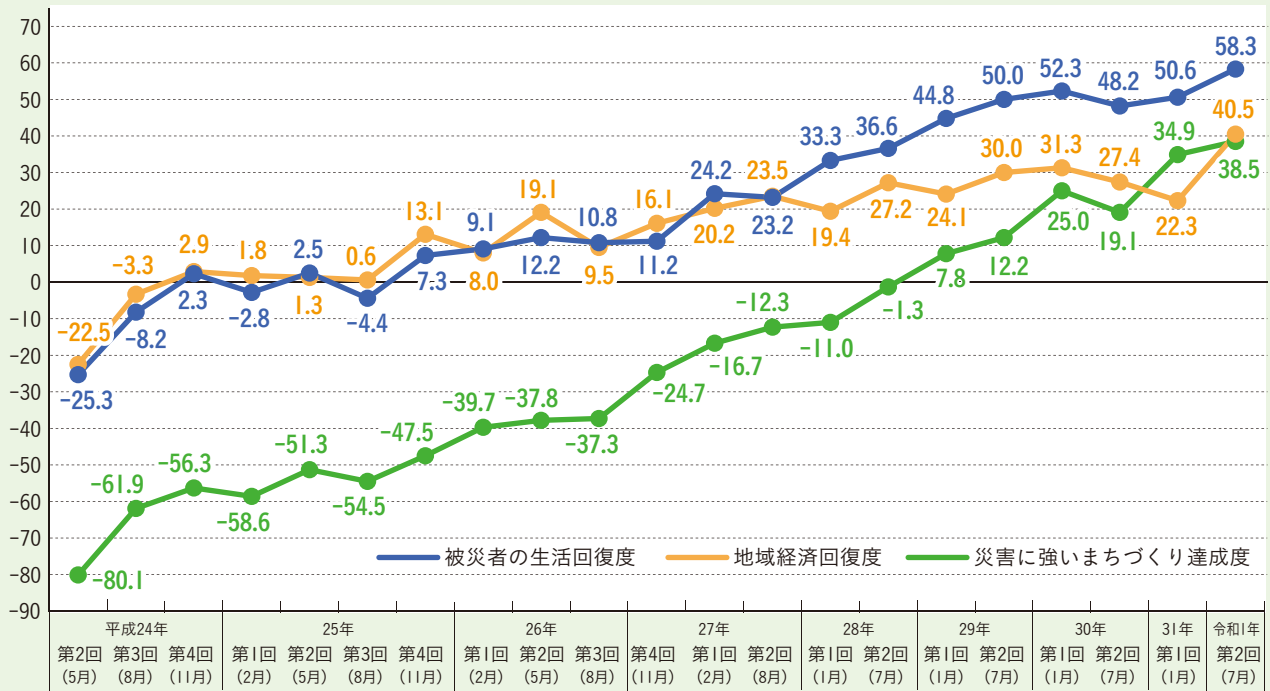
【参考】 動向判断指数(DI)の推移 (全体)



【参考】動向判断指数(DI)の推移  
(沿岸北部)



(沿岸南部)



動向判断指数(DI)の算出方法

各問の選択肢の回答数がそれぞれa~fの場合

回答	～した	やや～した	どちらとも言えない	あまり～していない	～していない	分からない
回答数	a	b	c	d	e	f

※動向判断指数(DI) =  $\{(a \times 2 + b) - (d + e \times 2)\} \div 2 \div (a + b + c + d + e) \times 100$